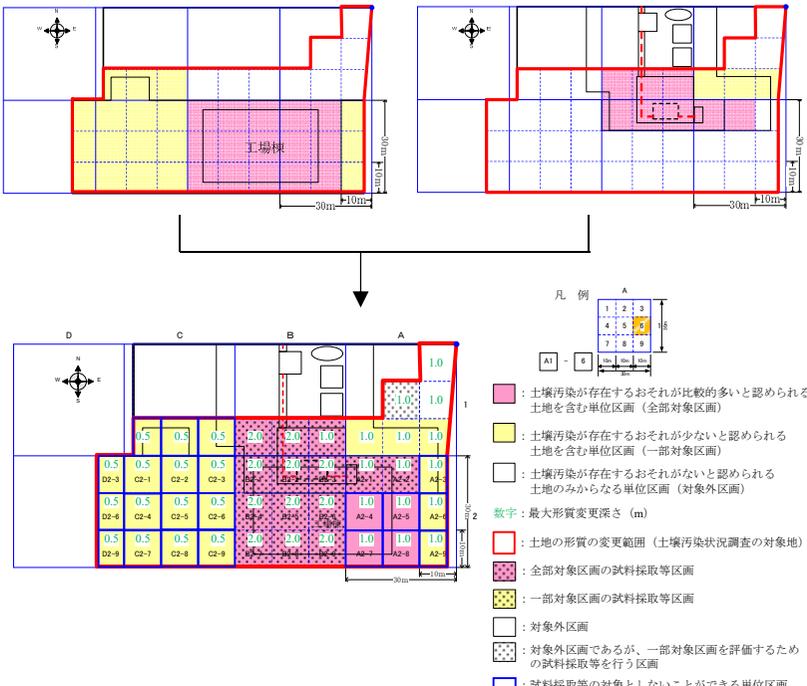
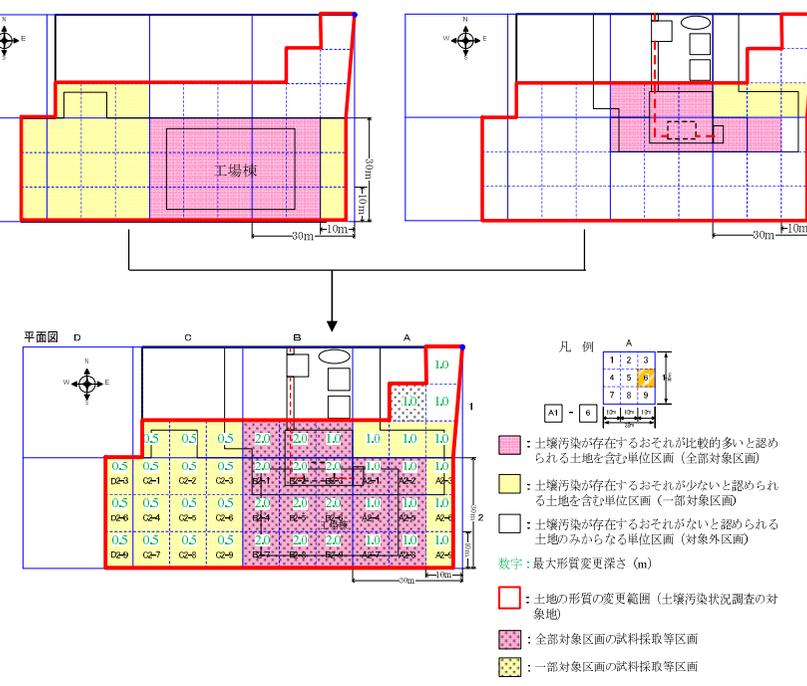
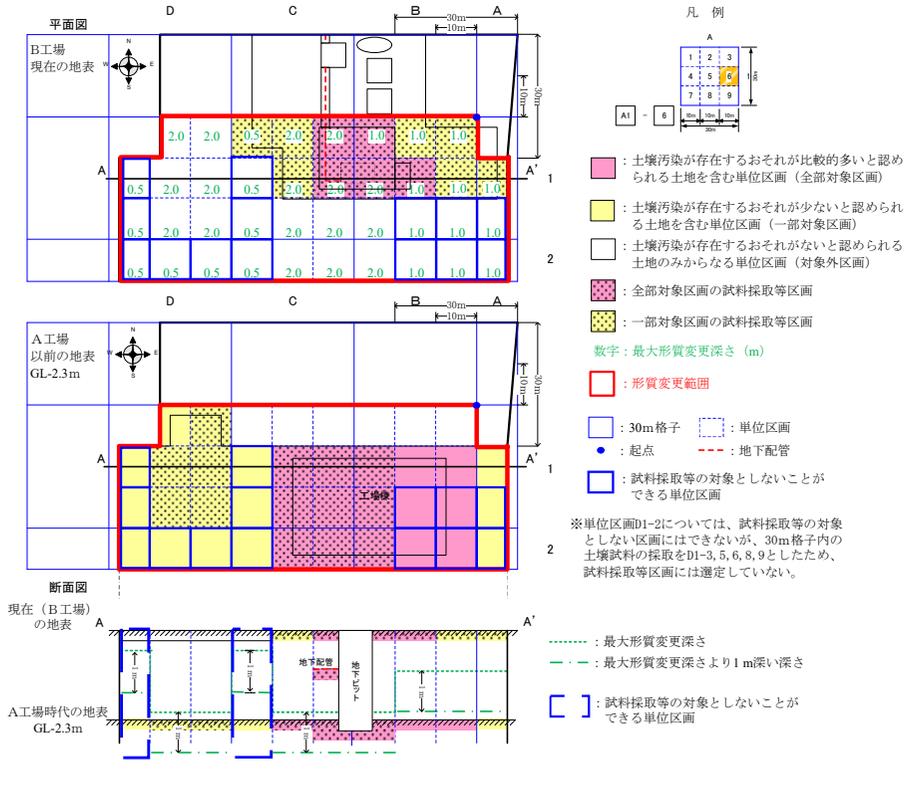


該当章節項 該当ページ	新	旧
<p>2.5.4(1) p.215</p>	<p>A工場（旧地表面 GL-2.3m） B工場（現地表面 GL）</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A1 - B <ul style="list-style-type: none"> ■：土壌汚染が存在するおそれ比較的多いと認められる土地を含む単位区画（全部対象区画） ■：土壌汚染が存在するおそれ少ないと認められる土地を含む単位区画（一部対象区画） □：土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地のみからなる単位区画（対象外区画） <p>数字：最大形質変更深さ（m）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：土地の形質の変更範囲（土壌汚染状況調査の対象地） ■：全部対象区画の試料採取等区画 ■：一部対象区画の試料採取等区画 □：対象外区画 ■：対象外区画であるが、一部対象区画を評価するための試料採取等を行う区画 □：試料採取等の対象としないことができる単位区画 	<p>A工場（旧地表面 GL-2.3m） B工場（現地表面 GL）</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A1 - B <ul style="list-style-type: none"> ■：土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画（全部対象区画） ■：土壌汚染が存在するおそれ少ないと認められる土地を含む単位区画（一部対象区画） □：土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地のみからなる単位区画（対象外区画） <p>数字：最大形質変更深さ（m）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：土地の形質の変更範囲（土壌汚染状況調査の対象地） ■：全部対象区画の試料採取等区画 ■：一部対象区画の試料採取等区画 <p>*本節における主旨の説明を容易にするため、地下埋設構造物については、汚染のおそれはなかったものとして取り扱っている。</p> <p>図 2.5.4-3 深さ限定を行った場合の試料採取等区画の選定（例）（第一種特定有害物質）</p>
	<p>主な修正箇所：試料採取等の対象としないことができる単位区画の追加</p>	

新



旧

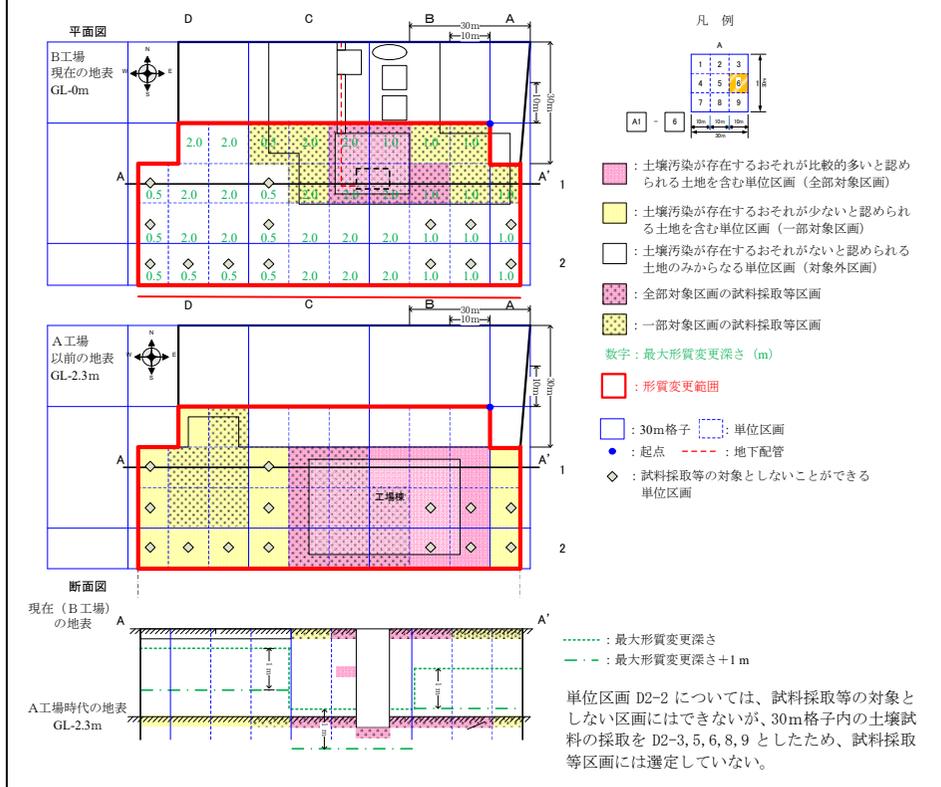
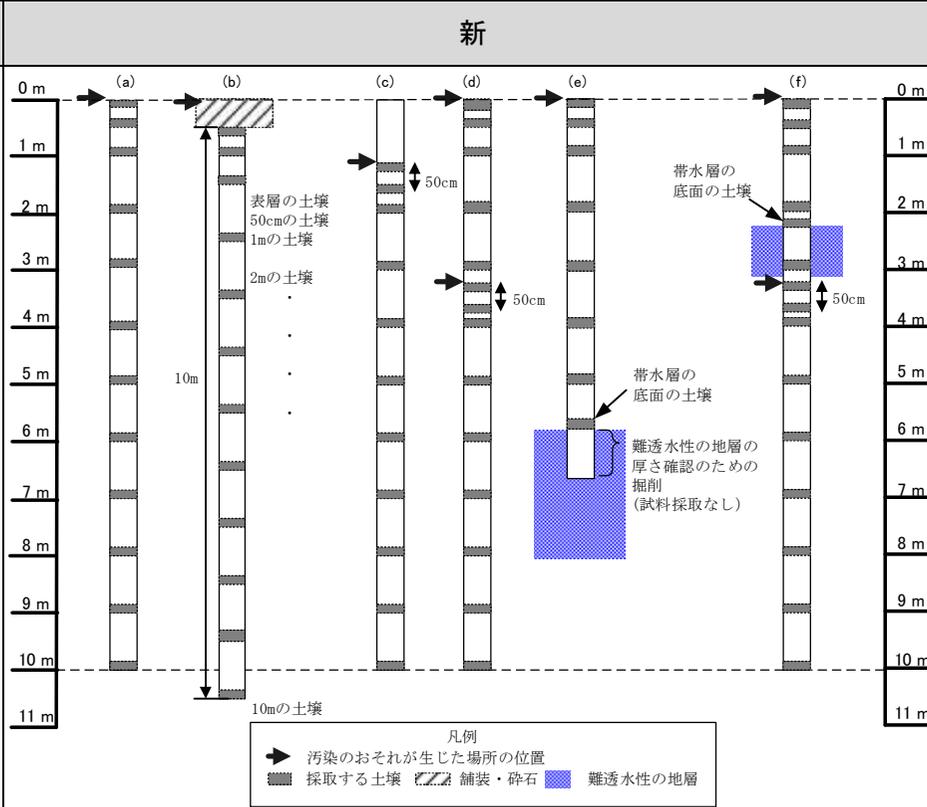


図 2.5.4-4 試料採取等の対象とする深さの限定を行った場合の試料採取等区画の選定 (例) (第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質)

*本節における主旨の説明を容易にするため、地下埋設構造物については、汚染のおそれはなかったものとして取り扱っている。

主な修正箇所 : 断面図 (C1-6 の GL-1.0m) の地下配管下 (「全部対象区画の試料採取等区画」の凡例へ変更)
試料採取等の対象としないことができる単位区画の明示

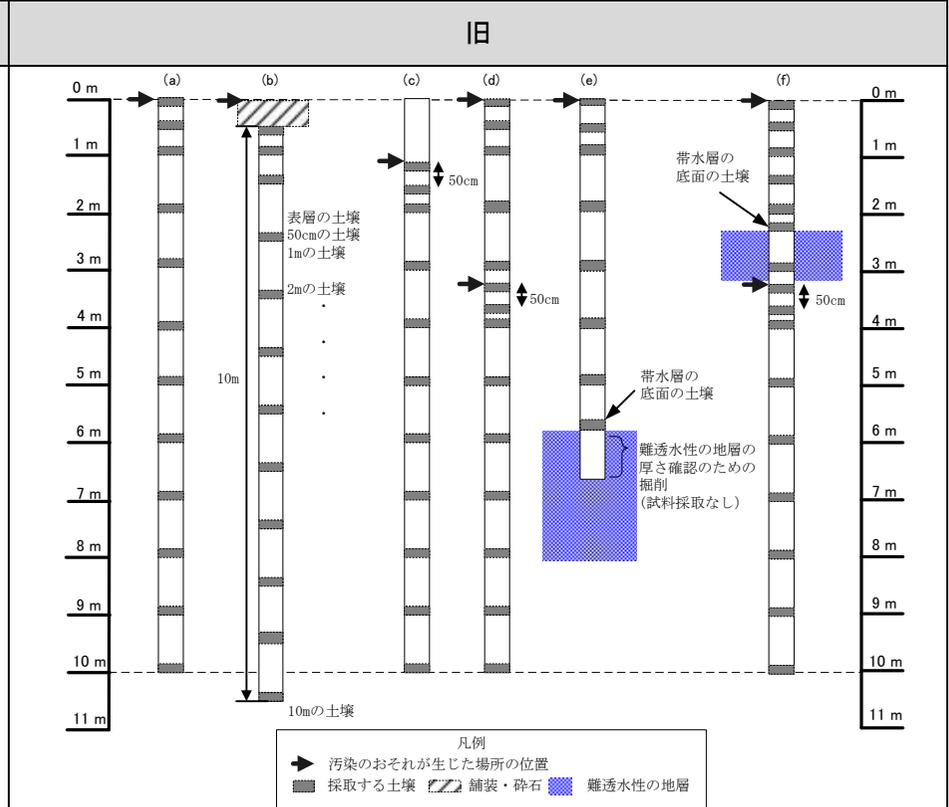
図 2.5.4-4 深さ限定を行った場合の試料採取等区画の選定 (例) (第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質)



- (a) 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同じ又は明らかでない場合の試料採取例
- (b) (a)の場合で地表面が舗装されているときの試料採取例
- (c) 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い場合の試料採取例
- (d) 汚染のおそれが生じた場所の位置が複数ある場合の試料採取例
- (e) 帯水層の底面が汚染のおそれが生じた場所の位置より深く、かつ深さ10m以内にある場合の試料採取例
- (f) 帯水層の底面が汚染のおそれが生じた場所の位置より浅く、かつ深さ10m以内にある場合の試料採取例

図 2.6.2-8 ボーリング調査の試料採取深さ (1)

主な修正箇所：(f) の試料採取位置（地表からの深さ 1.5mの部分の削除）



- (a) 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同じ又は明らかでない場合の試料採取例
- (b) (a)の場合で地表面が舗装されているときの試料採取例
- (c) 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い場合の試料採取例
- (d) 汚染のおそれが生じた場所の位置が複数ある場合の試料採取例
- (e) 帯水層の底面が汚染のおそれが生じた場所の位置より深く、かつ深さ10m以内にある場合の試料採取例
- (f) 帯水層の底面が汚染のおそれが生じた場所の位置より浅く、かつ深さ10m以内にある場合の試料採取例

図 2.6.2-8 ボーリング調査の試料採取深さ (1)

新

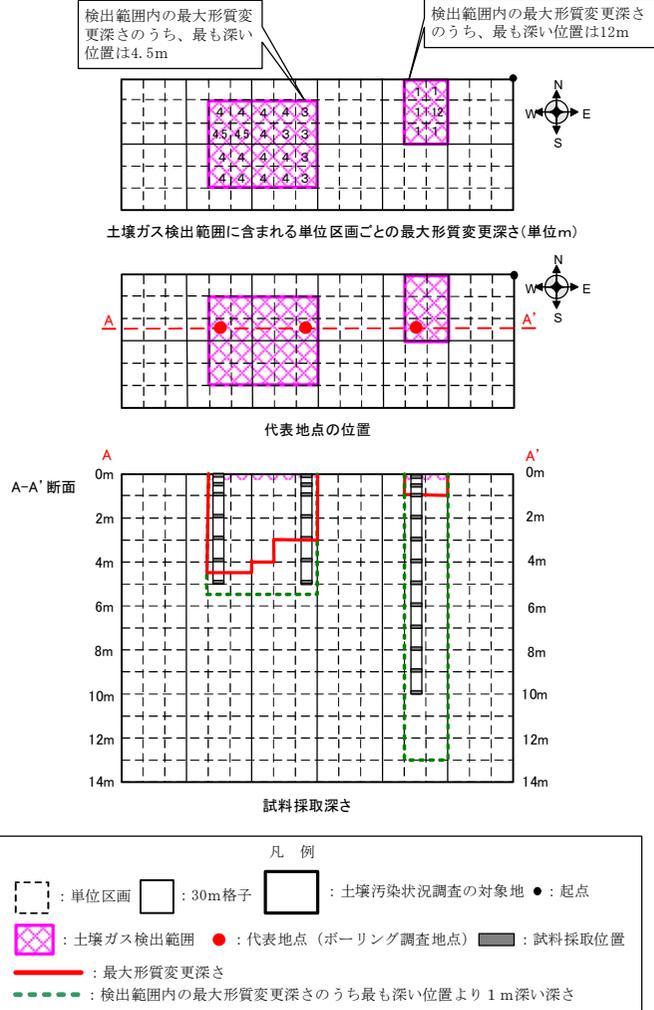


図 2.6.2-9 ボーリング調査の試料採取深さ (2)

検出範囲内の最大形質変更深さの最も深い位置の深さより1mを超える範囲の試料採取を行わない場合

主な修正箇所：断面図の一番左のボーリング調査地点における試料採取位置（地表からの深さ50cmの部分の追加）

旧

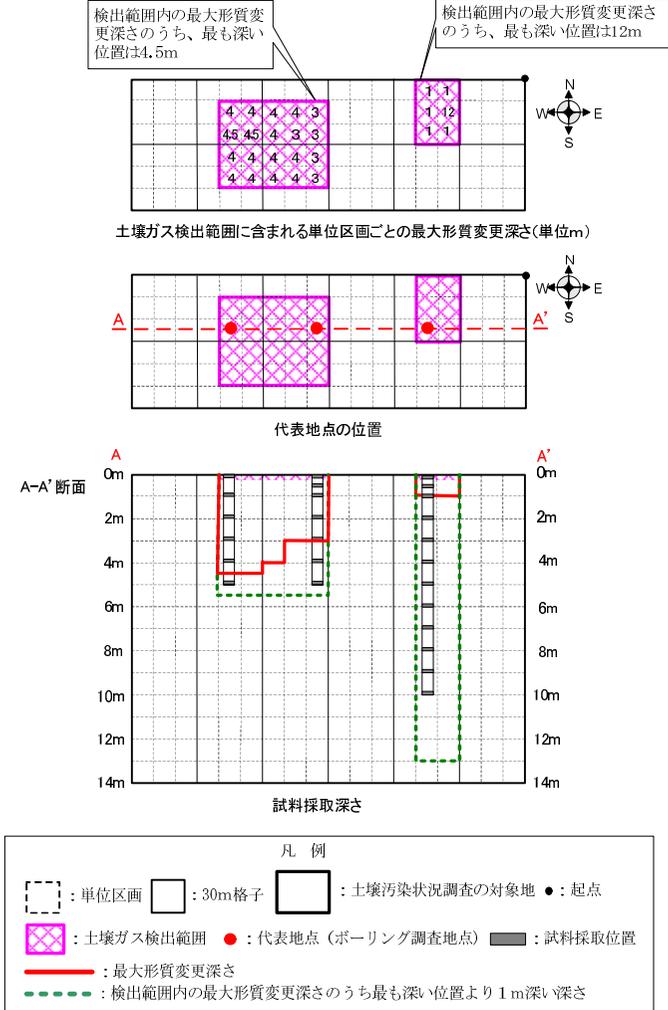


図 2.6.2-9 ボーリング調査の試料採取深さ (2)

検出範囲内の最大形質変更深さの最も深い位置の深さより1mを超える範囲の試料採取を行わない場合

新

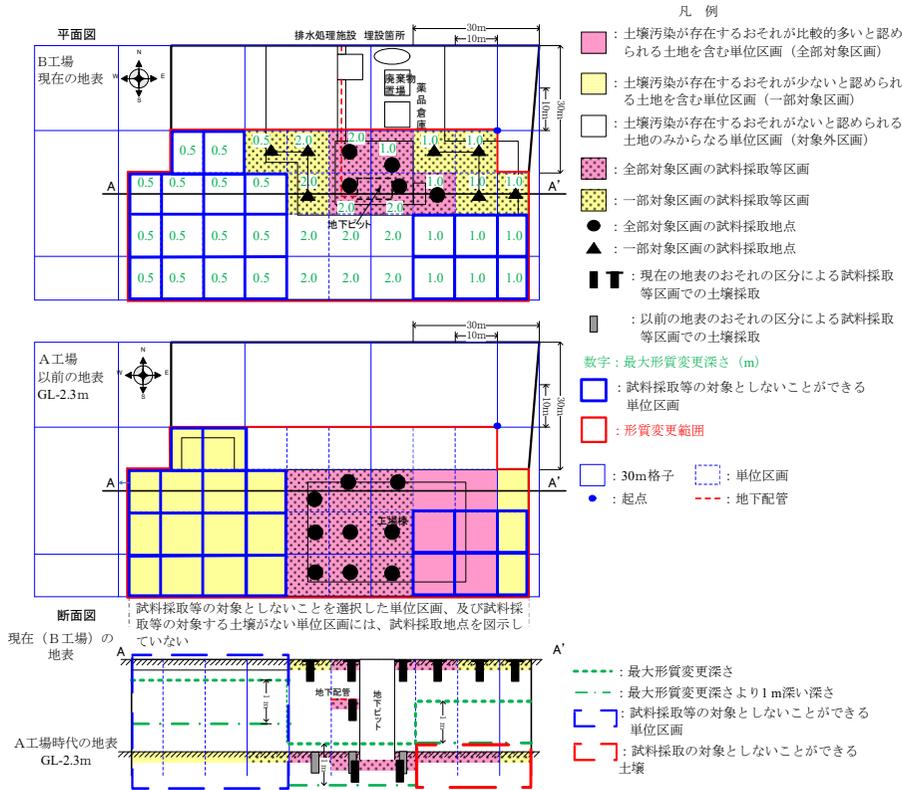


図 2.6.3-8 最大形質変更深さより1mを超える位置の土壌の試料採取を行わない場合の試料採取例

主な修正箇所 : 断面図 GL-1.0mの地下配管下(「全部対象区画の試料採取等区画」の凡例へ変更)
試料採取等の対象としないことができる単位区画の明示

旧

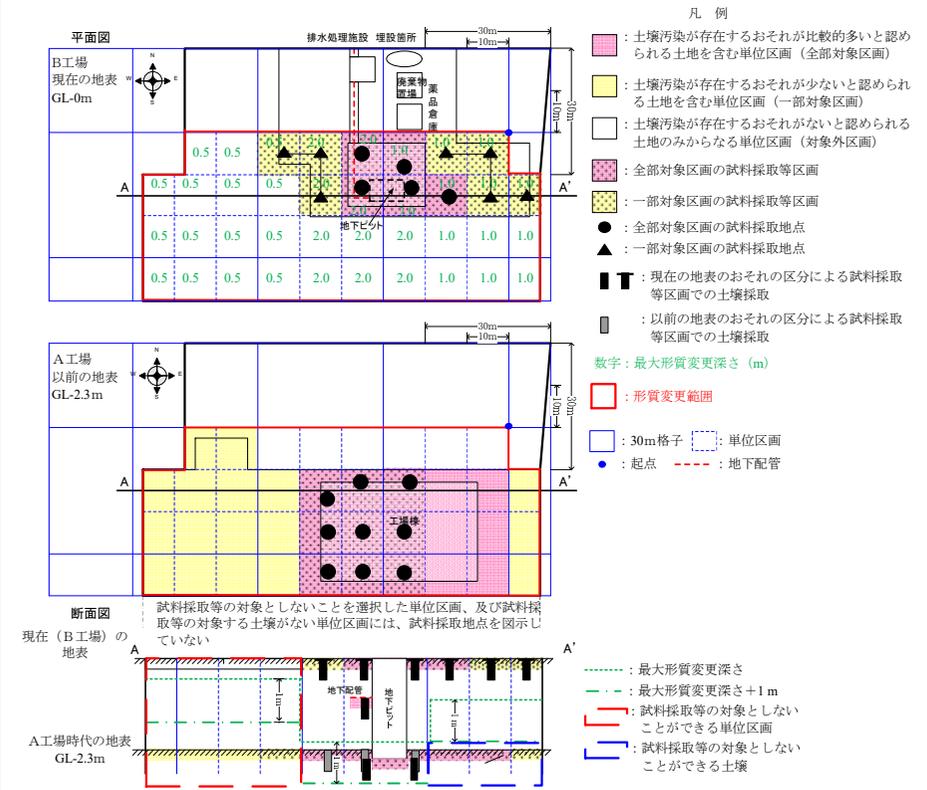
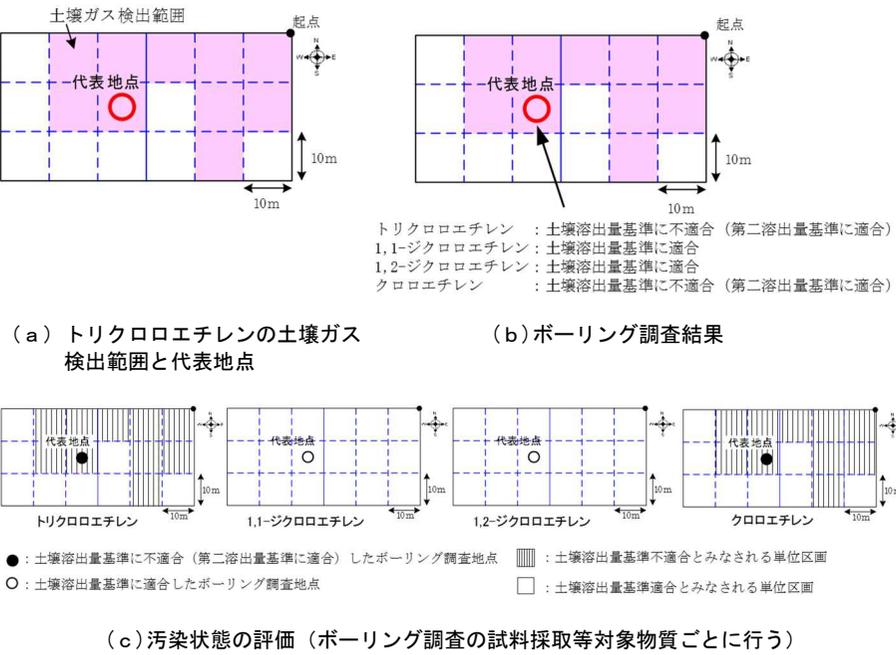
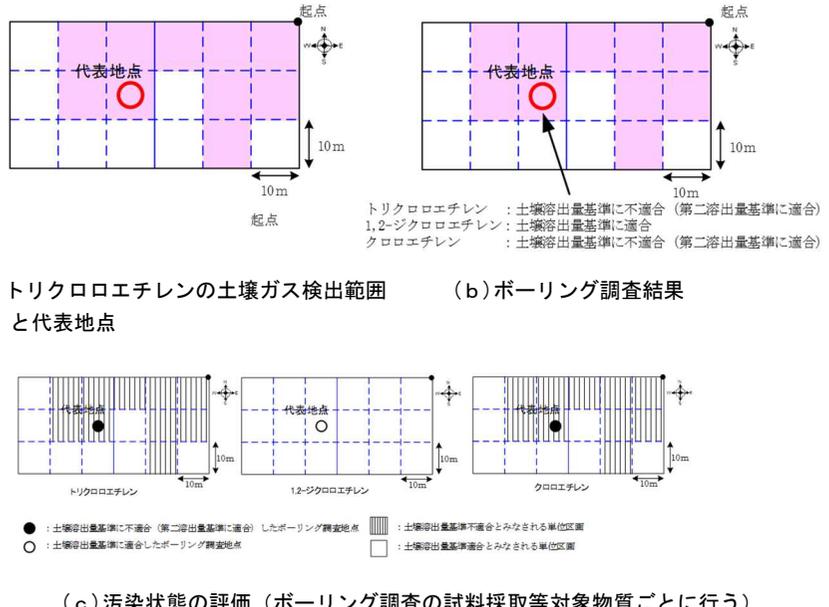
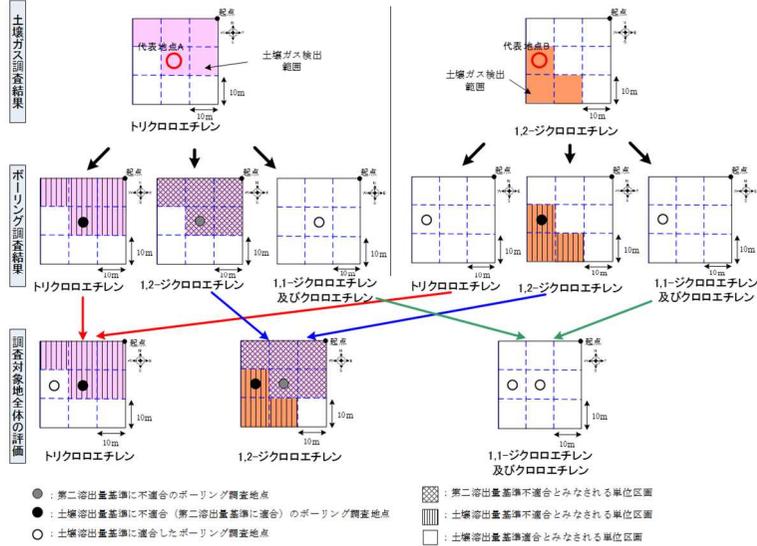


図 2.6.3-8 最大形質変更深さより1mを超える位置の土壌の試料採取を行わない場合の試料採取例

該当章節項 該当ページ	新	旧
<p>2.7.3(1) p.267～271</p>	<p>ボーリング調査の試料採取等対象物質が複数ある場合（例えば、トリクロロエチレンが土壤ガスで検出され、ボーリング調査の試料採取等対象物質をトリクロロエチレン、<u>1,1-ジクロロエチレン</u>、<u>1,2-ジクロロエチレン</u>、クロロエチレンの<u>4</u>物質とした場合等）は、ボーリング調査の試料対象物質ごとに汚染状態を評価する（図2.7.3-2）。</p>  <p>トリクロロエチレン：土壤溶出量基準に不適合（第二溶出量基準に適合） 1,1-ジクロロエチレン：土壤溶出量基準に適合 1,2-ジクロロエチレン：土壤溶出量基準に適合 クロロエチレン：土壤溶出量基準に不適合（第二溶出量基準に適合）</p> <p>(a) トリクロロエチレンの土壤ガス検出範囲と代表地点 (b) ボーリング調査結果</p> <p>●：土壤溶出量基準に不適合（第二溶出量基準に適合）したボーリング調査地点 ○：土壤溶出量基準に適合したボーリング調査地点 ■：土壤溶出量基準不適合とみなされる単位区画 □：土壤溶出量基準適合とみなされる単位区画</p> <p>(c) 汚染状態の評価（ボーリング調査の試料採取等対象物質ごとに行う）</p> <p>図 2.7.3-2 一つの土壤ガスが検出された物質に対してボーリング調査の試料採取等対象物質が複数ある場合の結果の評価（第一種特定有害物質の評価参考例）</p> <p>主な修正箇所：1,1-ジクロロエチレンの記載の追加</p>	<p>ボーリング調査の試料採取等対象物質が複数ある場合（例えば、トリクロロエチレンが土壤ガスで検出され、ボーリング調査の試料採取等対象物質をトリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンの<u>3</u>物質とした場合等）は、ボーリング調査の試料対象物質ごとに汚染状態を評価する（図2.7.3-2）。</p>  <p>トリクロロエチレン：土壤溶出量基準に不適合（第二溶出量基準に適合） 1,2-ジクロロエチレン：土壤溶出量基準に適合 クロロエチレン：土壤溶出量基準に不適合（第二溶出量基準に適合）</p> <p>(a) トリクロロエチレンの土壤ガス検出範囲と代表地点 (b) ボーリング調査結果</p> <p>●：土壤溶出量基準に不適合（第二溶出量基準に適合）したボーリング調査地点 ○：土壤溶出量基準に適合したボーリング調査地点 ■：土壤溶出量基準不適合とみなされる単位区画 □：土壤溶出量基準適合とみなされる単位区画</p> <p>(c) 汚染状態の評価（ボーリング調査の試料採取等対象物質ごとに行う）</p> <p>図 2.7.3-2 一つの土壤ガスが検出された物質に対してボーリング調査の試料採取等対象物質が複数ある場合の結果の評価（第一種特定有害物質の評価参考例）</p>

該当章節項 該当ページ	新	旧
	<p>次に土壌ガス調査において親物質と分解生成物の関係にある複数の試料採取等対象物質が検出された場合の評価の考え方を、土壌ガス調査の試料採取等対象物質がトリクロロエチレン(使用等特定有害物質であり親物質)、<u>1,1-ジクロロエチレン(分解生成物)</u>、1,2-ジクロロエチレン(分解生成物)、<u>クロロエチレン(分解生成物)</u>である場合を例に示す。土壌ガス調査の結果を物質ごとに評価し、検出範囲の代表地点でボーリング調査を実施する(図2.7.3-3(1)中段)。</p> <p>(略)</p> <p>①トリクロロエチレンと1,2-ジクロロエチレンが検出され、検出範囲が重複しない(トリクロロエチレンと1,2-ジクロロエチレンの両方が検出された単位区画がない)場合は、図2.7.3-3(1)に示すようになる。まず、土壌ガス調査でトリクロロエチレンが検出された範囲に対して、トリクロロエチレンのボーリング調査結果をもとにトリクロロエチレンの汚染状態を評価し、土壌ガス調査で1,2-ジクロロエチレンが検出された範囲に対して、トリクロロエチレンのボーリング調査結果をもとにトリクロロエチレンの汚染状態を評価する。この二つの評価結果を重ね合わせて、人為等由来汚染調査の調査対象地全体のトリクロロエチレンについての汚染状態とする。1,2-ジクロロエチレンについても同様の方法で評価をする。<u>1,1-ジクロロエチレン</u>と<u>クロロエチレン</u>は土壌ガス調査で不検出であったので、代表地点でのボーリング調査は不要であるが、トリクロロエチレンや1,2-ジクロロエチレンの検出範囲の代表地点で試料採取等対象物質となる。これらの代表地点で<u>1,1-ジクロロエチレン</u>と<u>クロロエチレン</u>の両方又は<u>いずれかが</u>検出された場合は(図中では不検出)、当該代表地点を含む検出範囲は<u>当該</u>検出された物質による土壌汚染があると評価される。</p>	<p>次に土壌ガス調査において親物質と分解生成物の関係にある複数の試料採取等対象物質が検出された場合の評価の考え方を、土壌ガス調査の試料採取等対象物質がトリクロロエチレン(使用等特定有害物質であり親物質)、1,2-ジクロロエチレン(分解生成物)と<u>クロロエチレン(分解生成物)</u>である場合を例に示す。土壌ガス調査の結果を物質ごとに評価し、検出範囲の代表地点でボーリング調査を実施する(図2.7.3-3(1)中段)。</p> <p>(略)</p> <p>①トリクロロエチレンと1,2-ジクロロエチレンが検出され、検出範囲が重複しない(トリクロロエチレンと1,2-ジクロロエチレンの両方が検出された単位区画がない)場合は、図2.7.3-3(1)に示すようになる。まず、土壌ガス調査でトリクロロエチレンが検出された範囲に対して、トリクロロエチレンのボーリング調査結果をもとにトリクロロエチレンの汚染状態を評価し、土壌ガス調査で1,2-ジクロロエチレンが検出された範囲に対して、トリクロロエチレンのボーリング調査結果をもとにトリクロロエチレンの汚染状態を評価する。この二つの評価結果を重ね合わせて、人為等由来汚染調査の調査対象地全体のトリクロロエチレンについての汚染状態とする。1,2-ジクロロエチレンについても同様の方法で評価をする。クロロエチレンは土壌ガス調査で不検出であったので、代表地点でのボーリング調査は不要であるが、トリクロロエチレンや1,2-ジクロロエチレンの検出範囲の代表地点で試料採取等対象物質となる。これらの代表地点でクロロエチレンが検出された場合は(図中では不検出)、当該代表地点を含む検出範囲は<u>クロロエチレン</u>による土壌汚染があると評価される。</p>

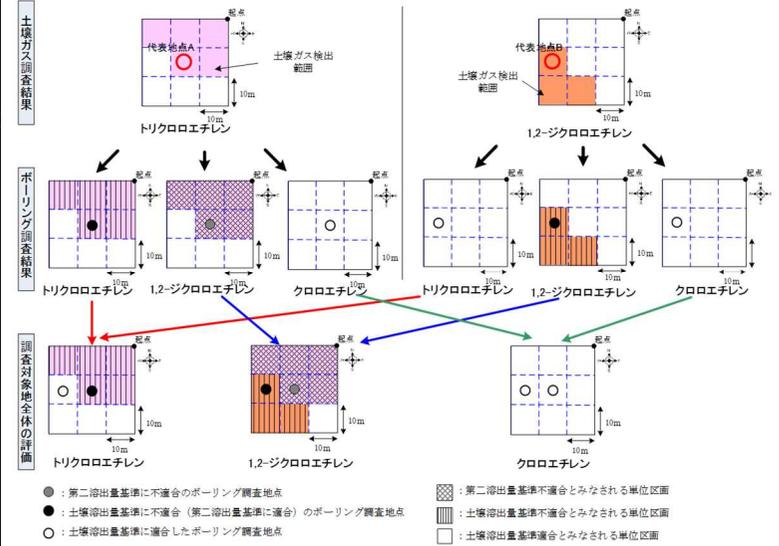
(略)



土壌ガス不検出
(調査終了)

1,1-ジクロロエチレン
及びクロロエチレン

(略)



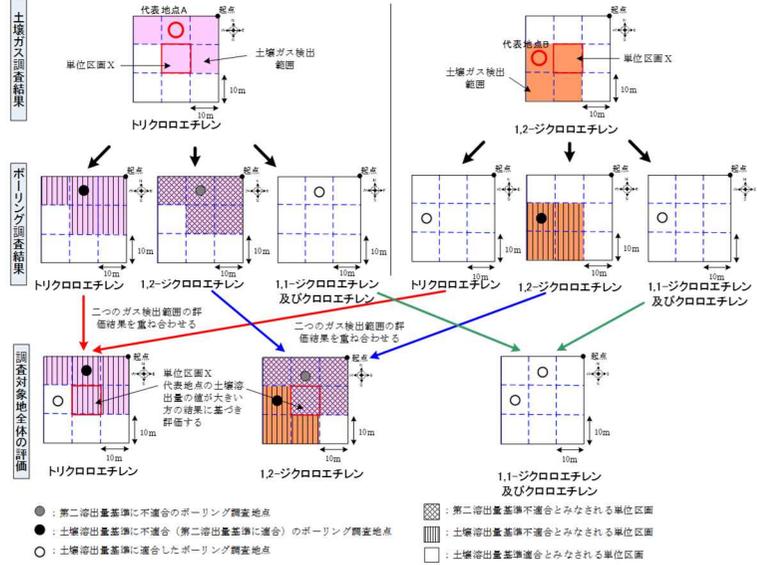
土壌ガス不検出
(調査終了)

クロロエチレン

図 2.7.3-3(1) 親物質と分解生成物が土壌ガス調査で検出され、ボーリング調査を実施した結果の評価方法

図 2.7.3-3(1) 親物質と分解生成物が土壌ガス調査で検出され、ボーリング調査を実施した結果の評価方法

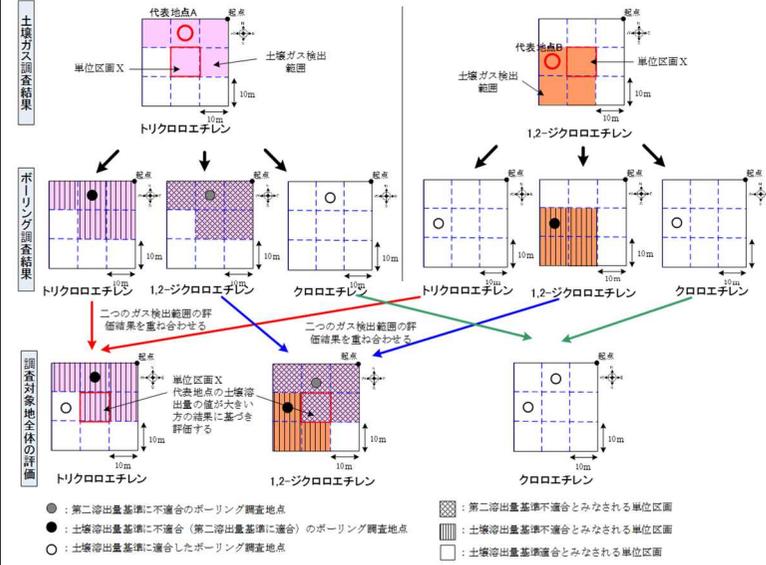
主な修正箇所 : 1,1-ジクロロエチレンの記載の追加



土壌ガス不検出
(調査終了)
1,1-ジクロロエチレン
及びクロロエチレン

図 2.7.3-3(2) 親物質と分解生成物の土壌ガス検出範囲が一部重複したが、ボーリング調査地点は重複範囲外にあった場合の結果の評価方法

主な修正箇所：1,1-ジクロロエチレンの記載の追加



土壌ガス不検出
(調査終了)
クロロエチレン

図 2.7.3-3(2) 親物質と分解生成物の土壌ガス検出範囲が一部重複したが、ボーリング調査地点は重複範囲外にあった場合の結果の評価方法

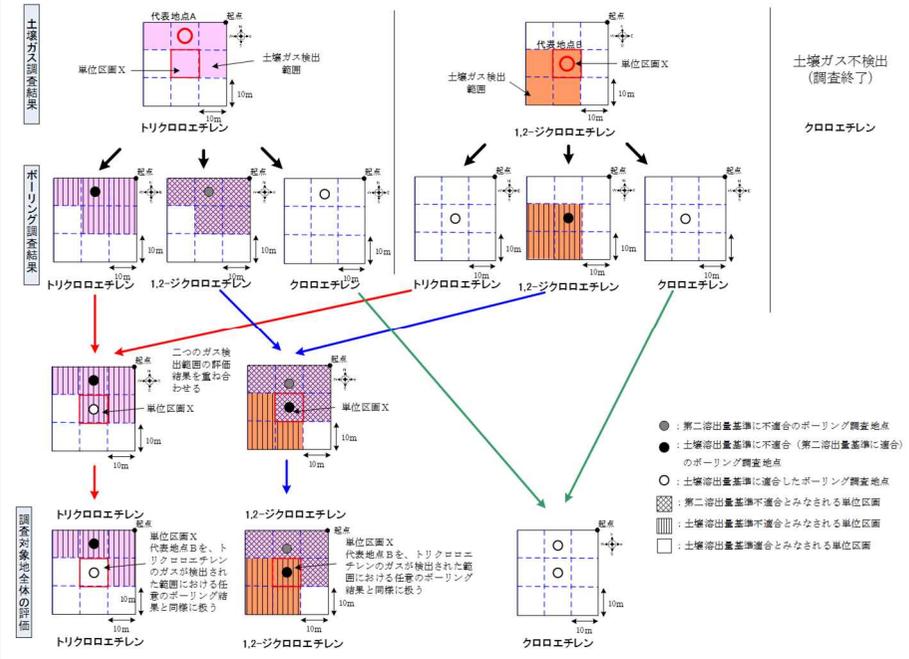
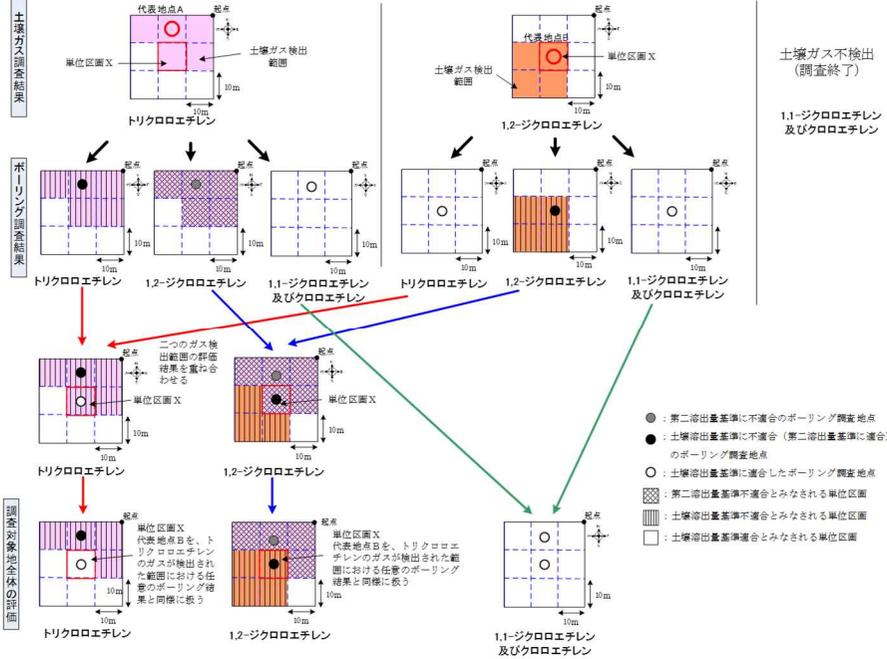


図 2.7.3-3(3) 親物質と分解生成物の土壌ガス検出範囲が一部重複、ボーリング調査地点が重複範囲内にあった場合の結果の評価方法

図 2.7.3-3(3) 親物質と分解生成物の土壌ガス検出範囲が一部重複、ボーリング調査地点が重複範囲内にあった場合の結果の評価方法

主な修正箇所 : 1,1-ジクロロエチレンの記載の追加

新

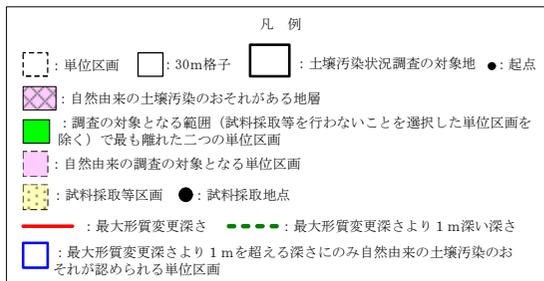
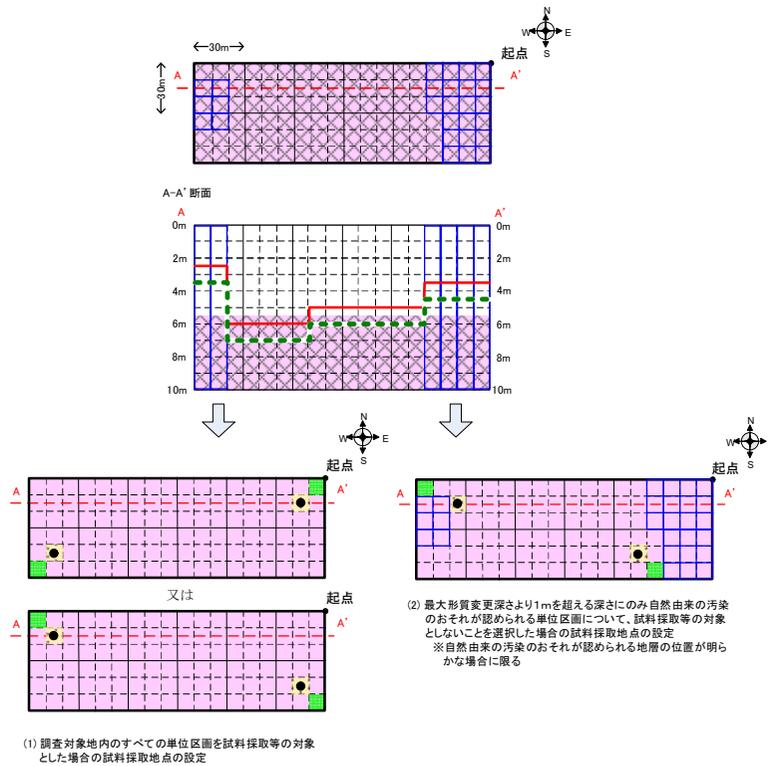


図 2.8.2-4 土地の形質の変更を契機とした土壌汚染状況調査時の試料採取地点の設定例

主な修正箇所：最大形質変更深さ及びそれより1m深い深さの線の位置

旧

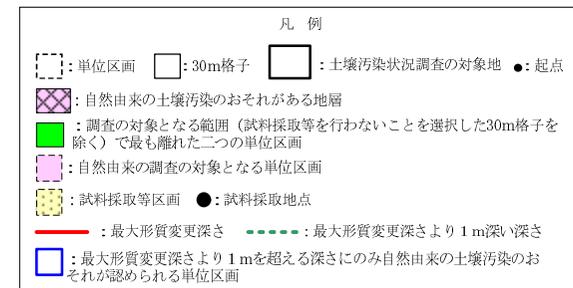
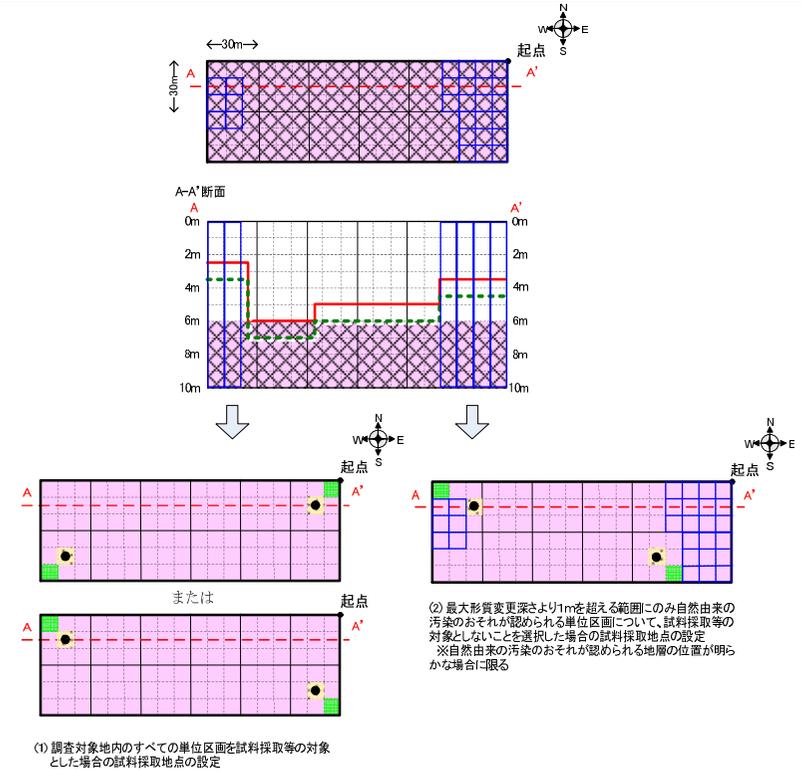
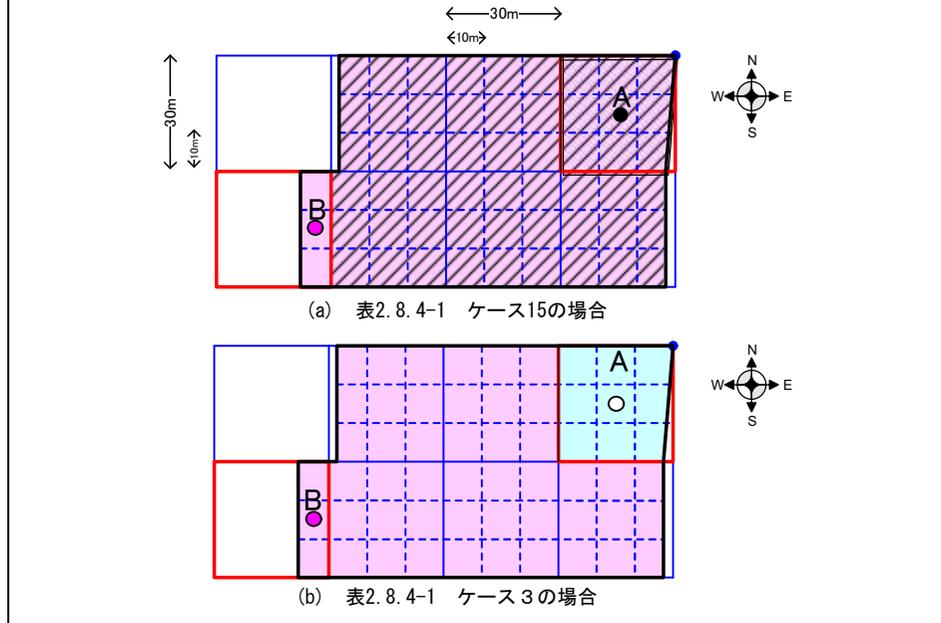


図 2.8.2-4 土地の形質の変更を契機とした土壌汚染状況調査時の試料採取地点の設定例

該当章節項
該当ページ

2.8.4(3)1
p.308

新

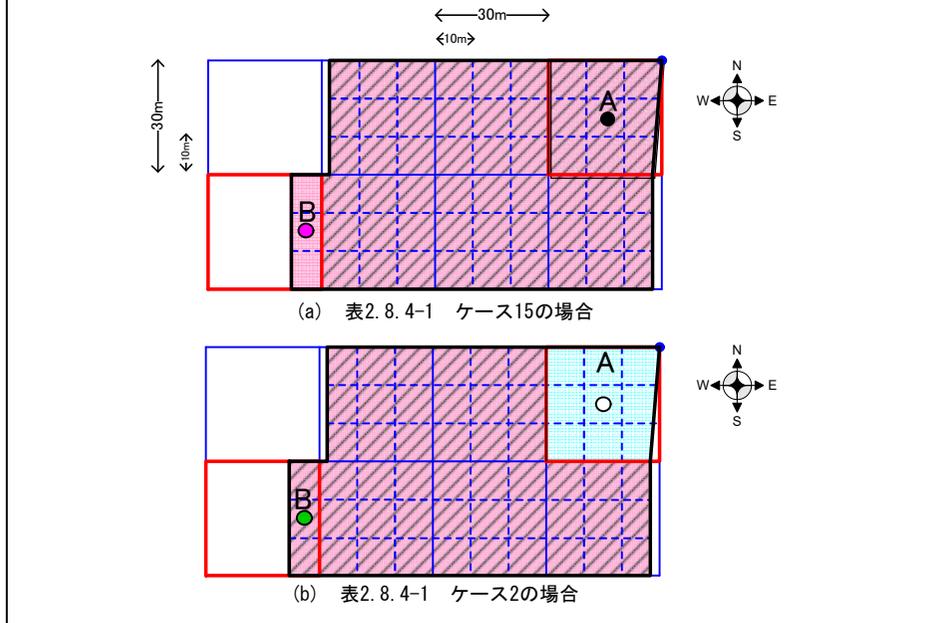


- 凡例
- <試料採取地点>
- (紫) : 土壌溶出量基準に不適合、土壌含有量基準に適合
 - (緑) : 土壌溶出量基準に適合、土壌含有量基準に不適合 (ただし、本図中になし)
 - (黒) : 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に不適合
 - (白) : 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合
 - (赤) : 調査対象地の最も離れた2つの単位区画を含む30m格子
 - (青) : 起点
 - (紫) : 土壌溶出量基準に不適合とみなされる単位区画
 - (斜線) : 土壌含有量基準に不適合とみなされる単位区画 (ただし、本図中になし)
 - (斜線) : 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に不適合とみなされる単位区画
 - (青) : 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合とみなされる単位区画

図 2.8.4-1 自然由来汚染調査の結果の評価例

主な修正箇所 : (b)の結果の評価

旧



- 凡例
- <試料採取地点>
- (紫) : 土壌溶出量基準に不適合、土壌含有量基準に適合
 - (緑) : 土壌溶出量基準に適合、土壌含有量基準に不適合 (ただし、本図中になし)
 - (黒) : 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に不適合
 - (白) : 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合
 - (赤) : 調査対象地の最も離れた2つの単位区画を含む30m格子
 - (青) : 起点
 - (紫) : 土壌溶出量基準に不適合とみなされる単位区画
 - (斜線) : 土壌含有量基準に不適合とみなされる単位区画 (ただし、本図中になし)
 - (斜線) : 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に不適合とみなされる単位区画
 - (青) : 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合とみなされる単位区画

図 2.8.4-1 自然由来汚染調査の結果の評価例

新

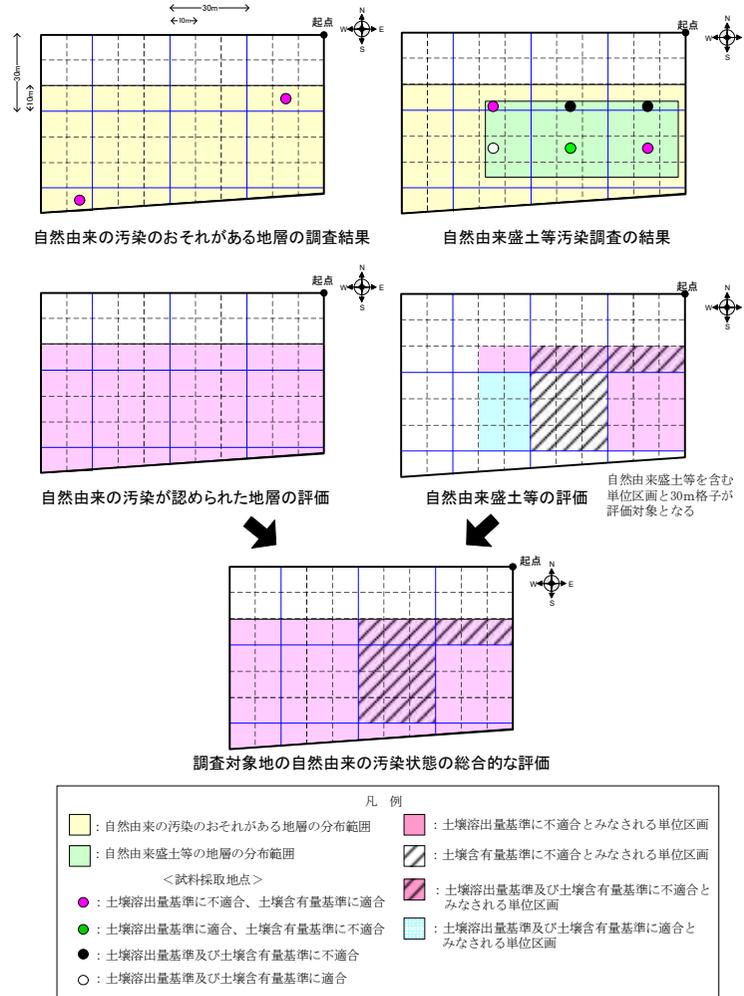


図 2.8.4-2 自然由来の汚染が認められた地層と自然由来盛土等が存在する土地の評価例

主な修正箇所：自然由来盛土等の評価の図の「土壌溶出量基準に不適合とみなされる単位区画」と「土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合とみなされる単位区画」の範囲

旧

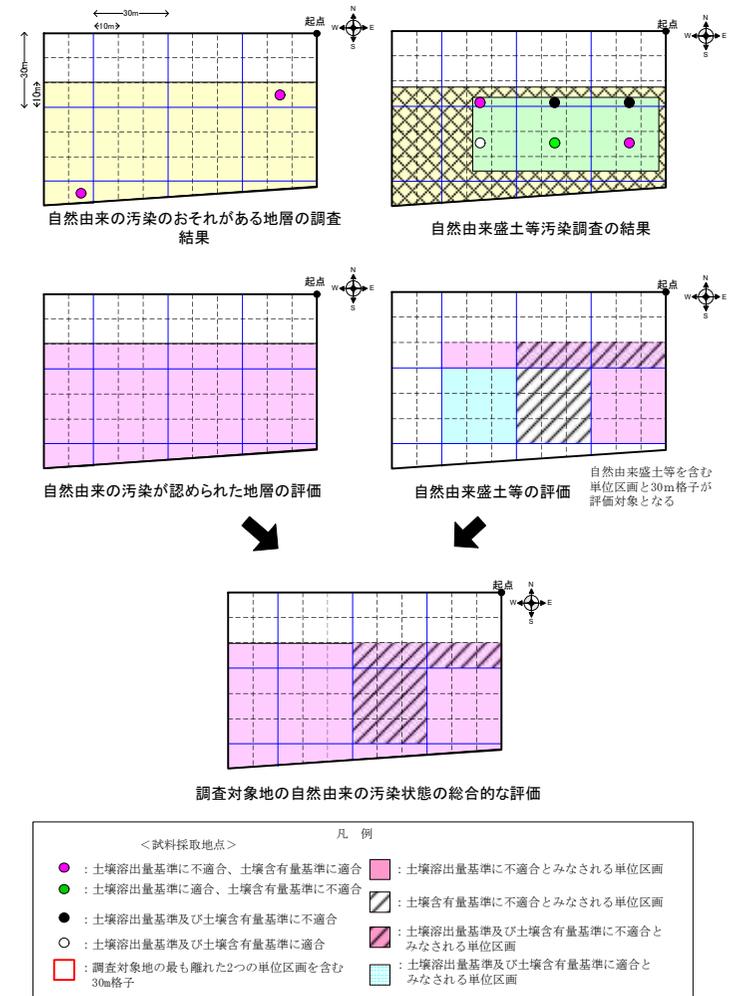


図 2.8.4-2 自然由来の汚染が認められた地層と自然由来盛土等が存在する土地の評価例

新

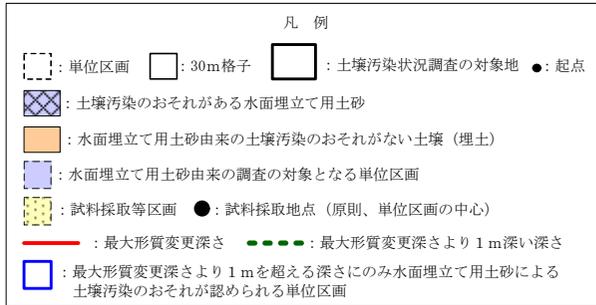
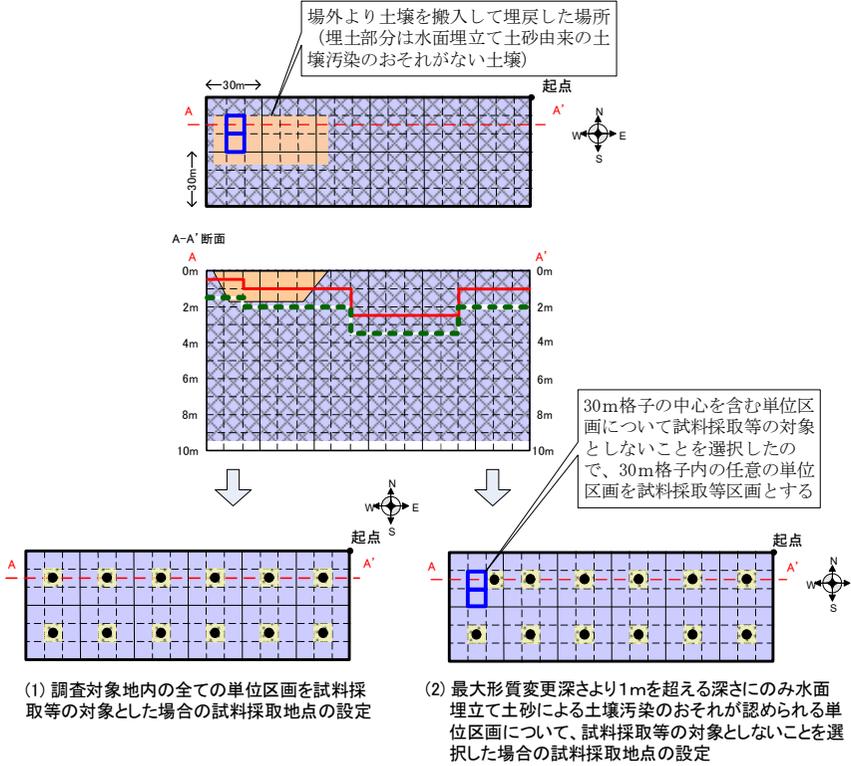


図 2.9.1-3 土地の形質の変更を契機とした土壌汚染状況調査における試料採取等区画の選定の特例

主な修正箇所：最大形質変更深さ及びそれより1m深い深さの線の位置

旧

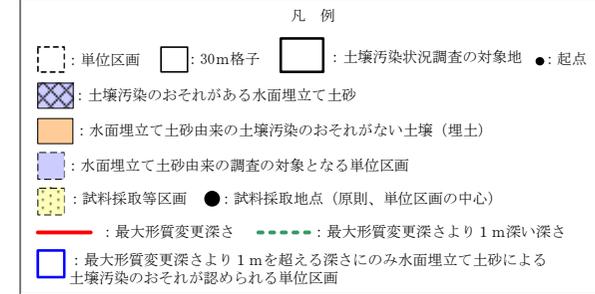
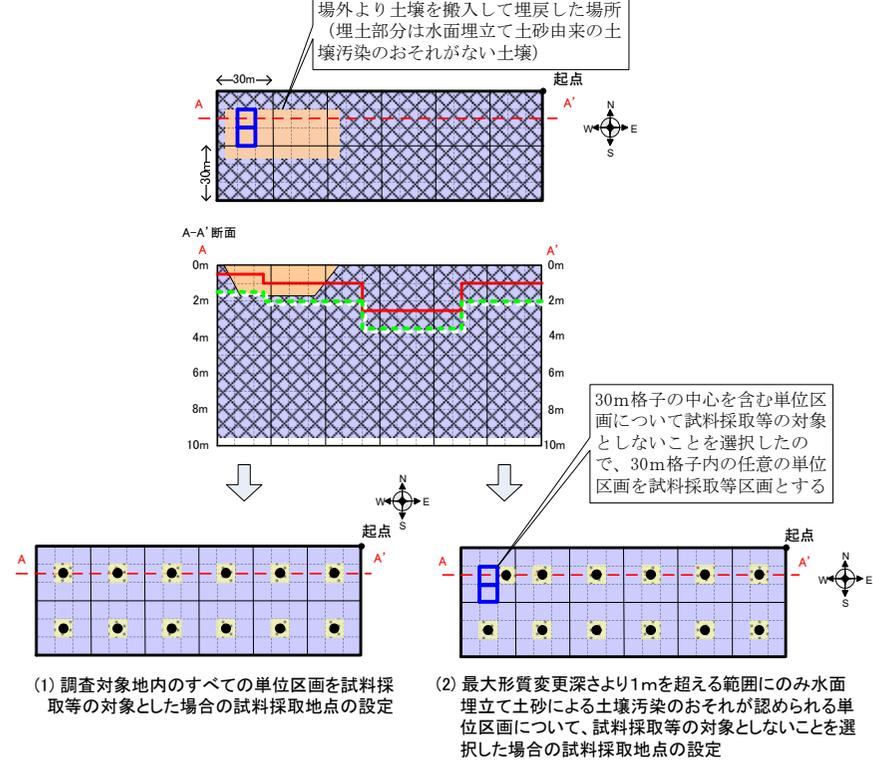


図2.9.1-3 土地の形質の変更を契機とした土壌汚染状況調査における試料採取等区画の選定の特例

新

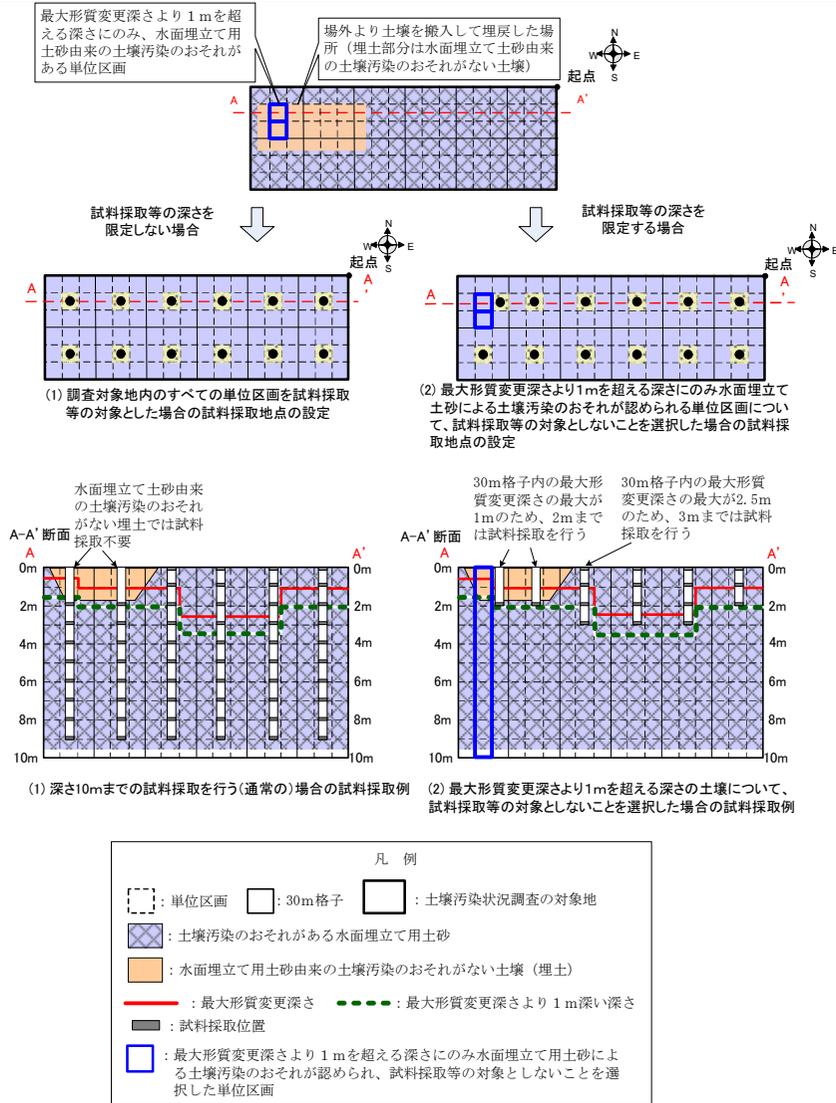


図 2.9.2-2 土地の形質の変更を契機とした土壌汚染状況調査における試料採取等の考え方

主な修正箇所：最大形質変更深さ及びそれより1m深い深さの線の位置

旧

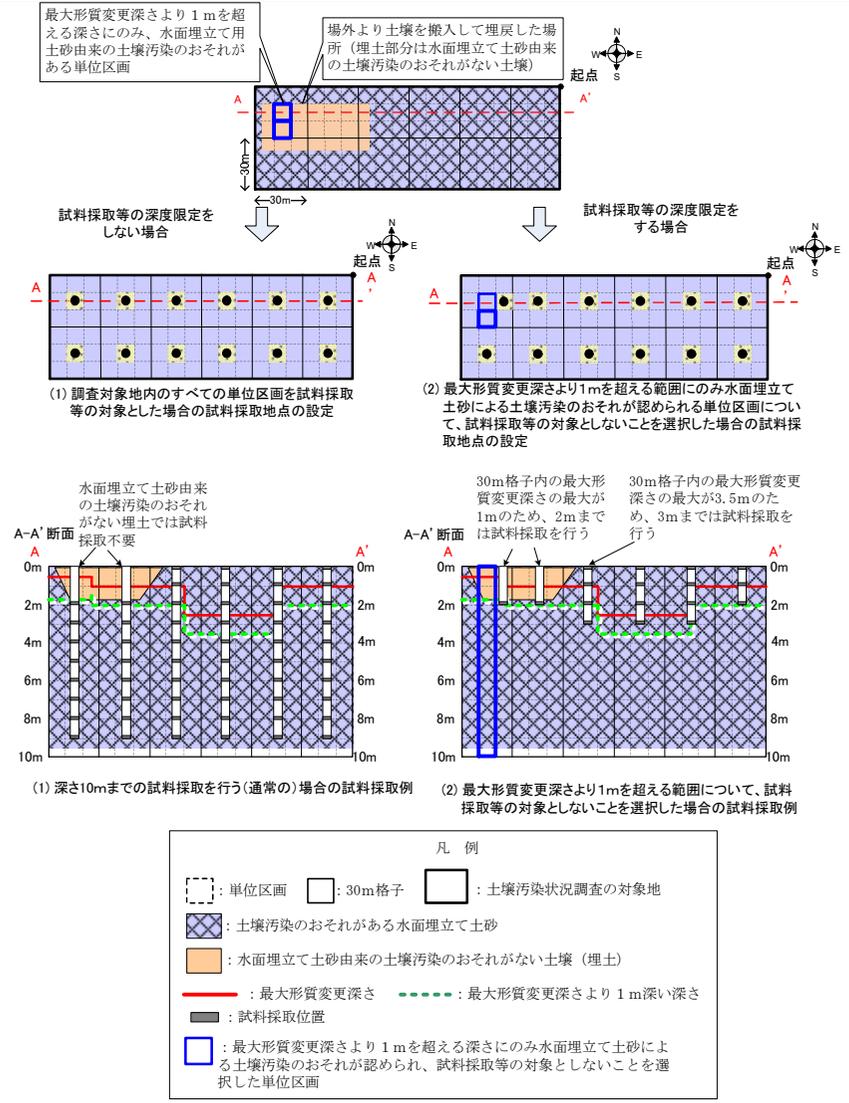


図2.9.2-2 土地の形質の変更を契機とした土壌汚染状況調査における試料採取等の考え方

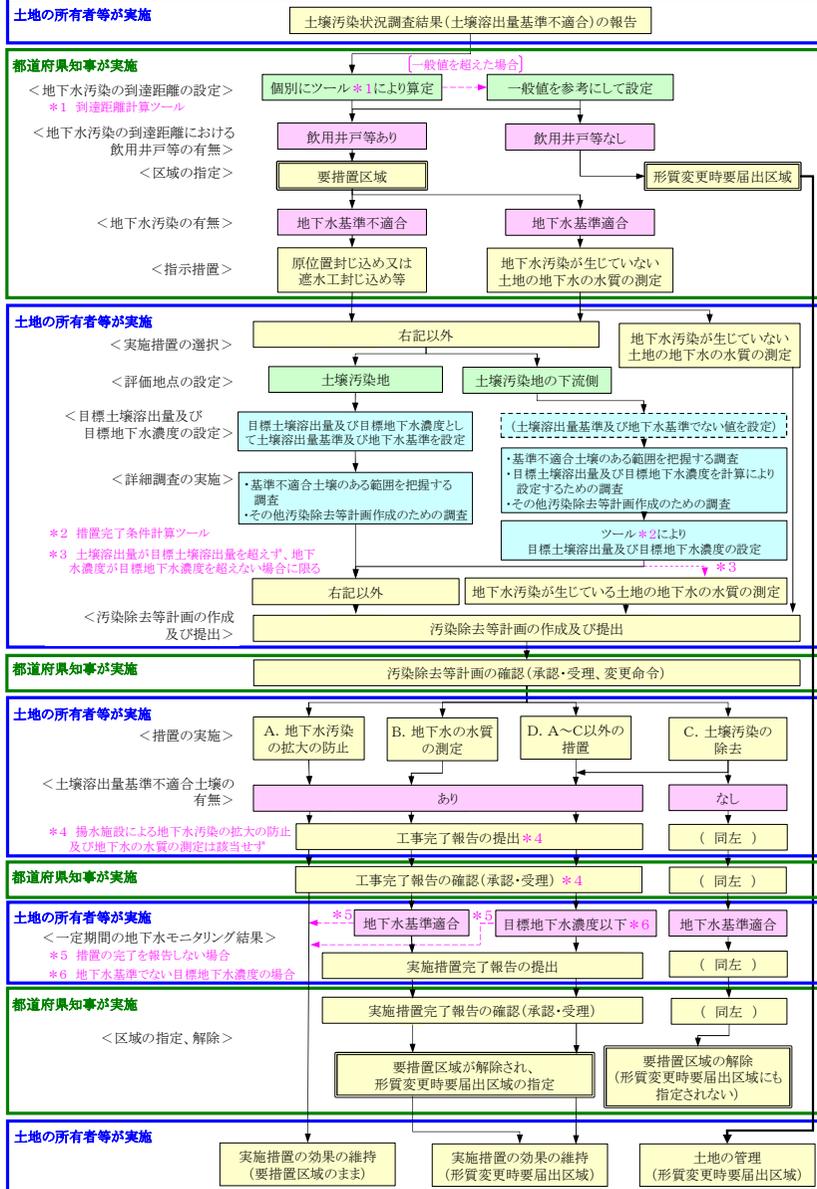


図 5.2.1-1 要措置区域等(土壤溶出量基準不適合)の指定から区域の解除までの手順

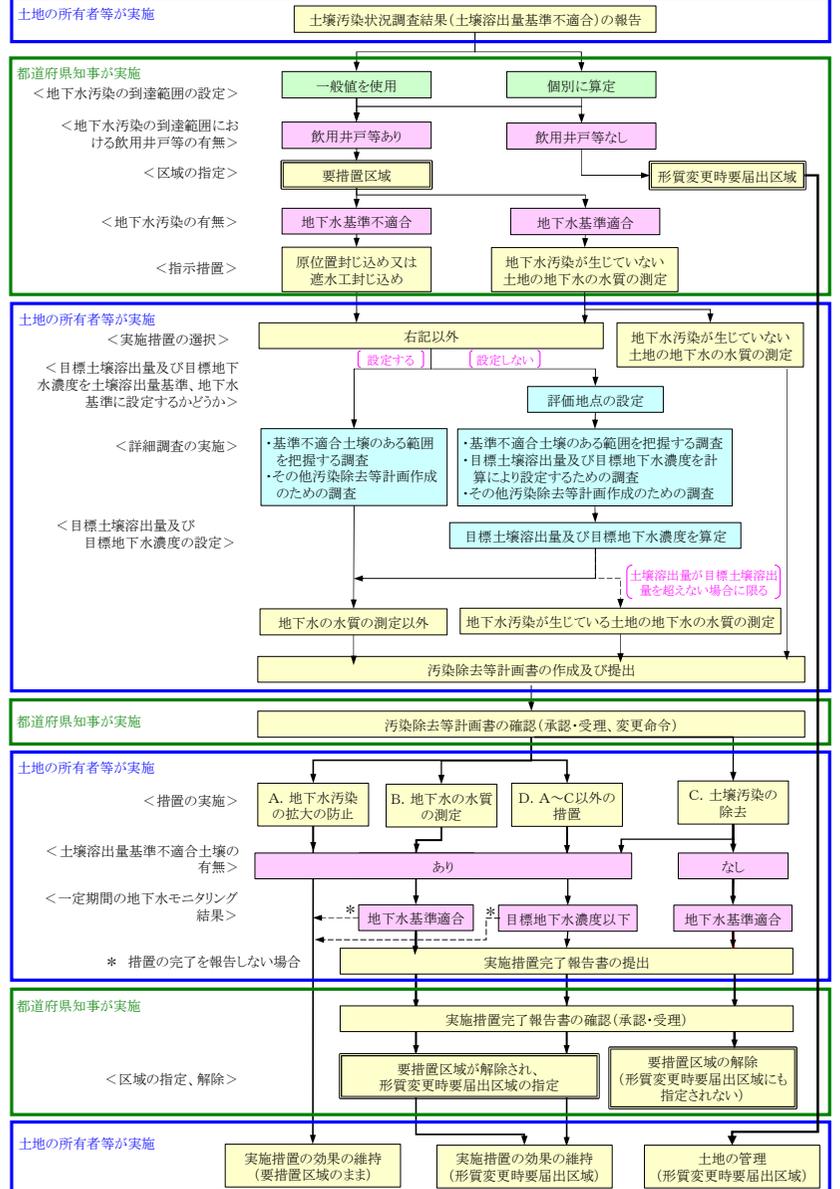
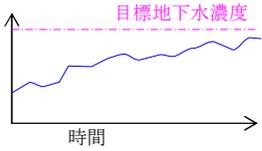
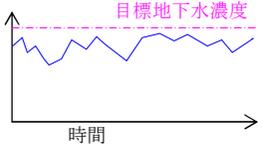
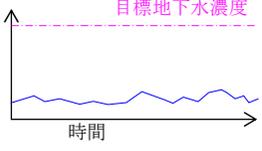
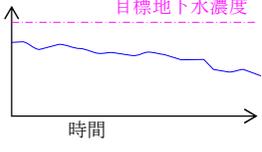
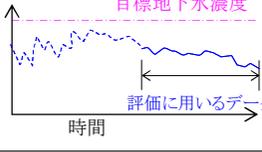
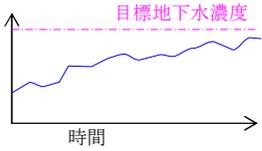
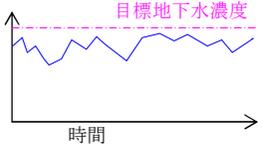
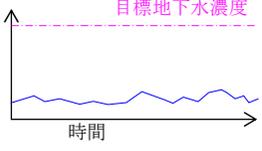
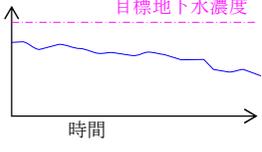
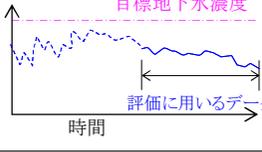
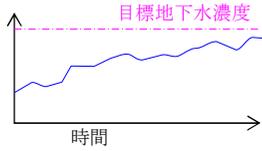
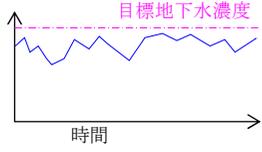
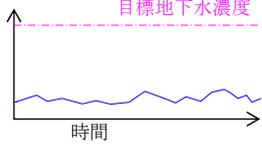
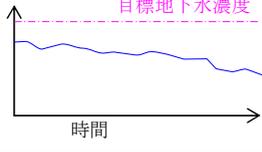
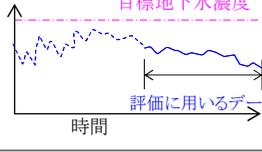
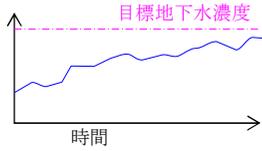
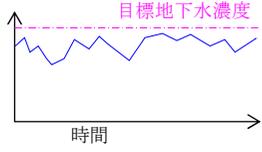
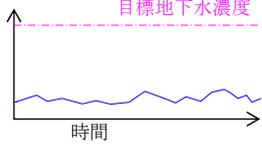
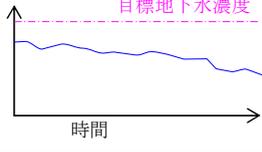
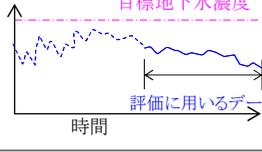
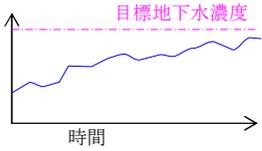
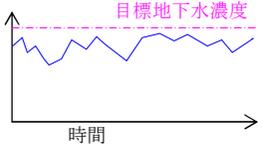
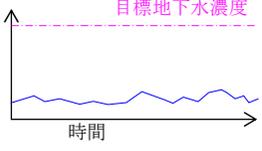
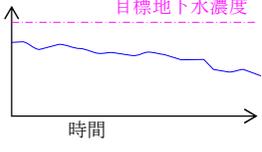
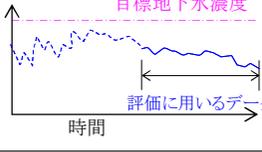
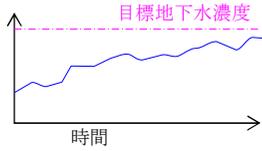
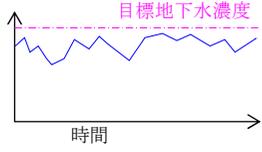
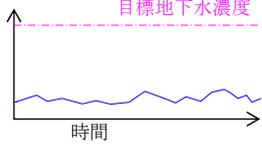
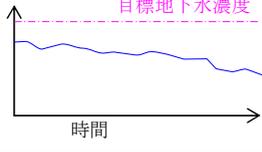
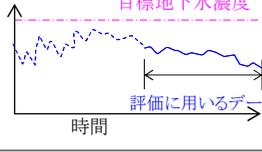


図 5.2.1-1 要措置区域等(土壤溶出量基準不適合)の指定から区域の解除までの手順

該当章節項 該当ページ	新	旧
	<p>主な修正箇所：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地下水汚染の到達距離の設定」に流れるフロー（「個別に算定」を基本とする。） ・「地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定」を選択できる条件に「地下水濃度が目標地下水濃度を超えない場合」の追加 ・工事完了報告の提出・確認の追加 ・「要措置区域の解除（形質変更時要届出区域にも指定されない）」に流れるフロー 	
5.4.3(1)7)イ p.494	<p>イ. 降雨の浸透がある状態</p> <p><u>「被覆等されていることにより降雨浸透がないと認められる」</u>については、<u>被覆等</u>されているにもかかわらず、雨水の浸透を妨げる効果が期待できないものは、ここでは被覆等として扱わないこととする（通知の記の第4の1(6)⑥ウ(i)i)）。</p>	<p>イ. 降雨の浸透がある状態</p> <p><u>「降雨浸透がないとは認められない」とは、当該単位区画が被覆されていない状態をいう。ただし、被覆されているにもかかわらず、雨水の浸透を妨げる効果が期待できないものは、ここでは被覆として扱わないこととする。なお、降雨浸透がないと認められる状態であるとして措置を完了した場合</u>については、<u>措置の完了後も降雨浸透がないと認められる状態が保たれる必要があることに留意されたい</u>（通知の記の第4の1(6)⑥ウ(i)i)）。</p>
5.4.3(2)7)イ p.499	<p>イ. 降雨の浸透がある状態</p> <p><u>「被覆等されていることにより降雨浸透がないと認められる」</u>については、<u>被覆等</u>されているにもかかわらず、雨水の浸透を妨げる効果が期待できないものは、ここでは被覆等として扱わないこととする（通知の記の第4の1(6)⑥ウ(i)i)）。</p>	<p>イ. 降雨の浸透がある状態</p> <p><u>「降雨浸透がないとは認められない」とは、当該単位区画が被覆されていない状態をいう。ただし、被覆されているにもかかわらず、雨水の浸透を妨げる効果が期待できないものは、ここでは被覆として扱わないこととする。なお、降雨浸透がないと認められる状態であるとして措置を完了した場合</u>については、<u>措置の完了後も降雨浸透がないと認められる状態が保たれる必要があることに留意されたい</u>（通知の記の第4の1(6)⑥ウ(i)i)）。</p>

該当章節項 該当ページ	新	旧																																				
5.4.3(2)7)エ p.501	<p>表 5. 4. 3-2 目標地下水濃度を超えるおそれがないことの確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="280 212 331 268">No.</th> <th data-bbox="331 212 728 268">5年以上測定を継続し、直近2年間において年4回以上の測定結果における地下水濃度の変化傾向</th> <th data-bbox="728 212 1048 268">措置の完了の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="280 268 331 435">①</td> <td data-bbox="331 268 728 435">  <p>地下水濃度</p> </td> <td data-bbox="728 268 1048 435"> <p>上昇傾向にあり、目標地下水濃度を超えないとはいえない</p> <p>できない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 435 331 603">②</td> <td data-bbox="331 435 728 603">  <p>地下水濃度</p> </td> <td data-bbox="728 435 1048 603"> <p>目標地下水濃度に近い値で変動している (①の上昇傾向及び④の低下傾向を除く)</p> <p>できない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 603 331 770">③</td> <td data-bbox="331 603 728 770">  <p>地下水濃度</p> </td> <td data-bbox="728 603 1048 770"> <p>目標地下水濃度を下回った変動が一定レベルで継続している (①の上昇傾向を除く)</p> <p>できる</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 770 331 938">④</td> <td data-bbox="331 770 728 938">  <p>地下水濃度</p> </td> <td data-bbox="728 770 1048 938"> <p>低下傾向にある</p> <p>できる</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 938 331 1098"></td> <td data-bbox="331 938 728 1098">  <p>地下水濃度</p> </td> <td data-bbox="728 938 1048 1098"> <p>完了条件の評価に用いるデータが低下傾向である場合を含む</p> <p>できる</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>主な修正箇所：No.①の説明文</p>	No.	5年以上測定を継続し、直近2年間において年4回以上の測定結果における地下水濃度の変化傾向	措置の完了の可否	①	 <p>地下水濃度</p>	<p>上昇傾向にあり、目標地下水濃度を超えないとはいえない</p> <p>できない</p>	②	 <p>地下水濃度</p>	<p>目標地下水濃度に近い値で変動している (①の上昇傾向及び④の低下傾向を除く)</p> <p>できない</p>	③	 <p>地下水濃度</p>	<p>目標地下水濃度を下回った変動が一定レベルで継続している (①の上昇傾向を除く)</p> <p>できる</p>	④	 <p>地下水濃度</p>	<p>低下傾向にある</p> <p>できる</p>		 <p>地下水濃度</p>	<p>完了条件の評価に用いるデータが低下傾向である場合を含む</p> <p>できる</p>	<p>表 5. 4. 3-2 目標地下水濃度を超えるおそれがないことの確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1216 212 1267 268">No.</th> <th data-bbox="1267 212 1664 268">5年以上測定を継続し、直近2年間において4回以上の測定結果における地下水濃度の変化傾向</th> <th data-bbox="1664 212 1984 268">措置の完了の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1216 268 1267 435">①</td> <td data-bbox="1267 268 1664 435">  <p>地下水濃度</p> </td> <td data-bbox="1664 268 1984 435"> <p>上昇傾向にあり、地下水基準を超えないとはいえない</p> <p>できない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 435 1267 603">②</td> <td data-bbox="1267 435 1664 603">  <p>地下水濃度</p> </td> <td data-bbox="1664 435 1984 603"> <p>目標地下水濃度に近い値で変動している (①の上昇傾向及び④の低下傾向を除く)</p> <p>できない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 603 1267 770">③</td> <td data-bbox="1267 603 1664 770">  <p>地下水濃度</p> </td> <td data-bbox="1664 603 1984 770"> <p>目標地下水濃度を下回った変動が一定レベルで継続している (①の上昇傾向を除く)</p> <p>できる</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 770 1267 938">④</td> <td data-bbox="1267 770 1664 938">  <p>地下水濃度</p> </td> <td data-bbox="1664 770 1984 938"> <p>低下傾向にある</p> <p>できる</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 938 1267 1098"></td> <td data-bbox="1267 938 1664 1098">  <p>地下水濃度</p> </td> <td data-bbox="1664 938 1984 1098"> <p>完了条件の評価に用いるデータが低下傾向である場合を含む</p> <p>できる</p> </td> </tr> </tbody> </table>	No.	5年以上測定を継続し、直近2年間において4回以上の測定結果における地下水濃度の変化傾向	措置の完了の可否	①	 <p>地下水濃度</p>	<p>上昇傾向にあり、地下水基準を超えないとはいえない</p> <p>できない</p>	②	 <p>地下水濃度</p>	<p>目標地下水濃度に近い値で変動している (①の上昇傾向及び④の低下傾向を除く)</p> <p>できない</p>	③	 <p>地下水濃度</p>	<p>目標地下水濃度を下回った変動が一定レベルで継続している (①の上昇傾向を除く)</p> <p>できる</p>	④	 <p>地下水濃度</p>	<p>低下傾向にある</p> <p>できる</p>		 <p>地下水濃度</p>	<p>完了条件の評価に用いるデータが低下傾向である場合を含む</p> <p>できる</p>
No.	5年以上測定を継続し、直近2年間において年4回以上の測定結果における地下水濃度の変化傾向	措置の完了の可否																																				
①	 <p>地下水濃度</p>	<p>上昇傾向にあり、目標地下水濃度を超えないとはいえない</p> <p>できない</p>																																				
②	 <p>地下水濃度</p>	<p>目標地下水濃度に近い値で変動している (①の上昇傾向及び④の低下傾向を除く)</p> <p>できない</p>																																				
③	 <p>地下水濃度</p>	<p>目標地下水濃度を下回った変動が一定レベルで継続している (①の上昇傾向を除く)</p> <p>できる</p>																																				
④	 <p>地下水濃度</p>	<p>低下傾向にある</p> <p>できる</p>																																				
	 <p>地下水濃度</p>	<p>完了条件の評価に用いるデータが低下傾向である場合を含む</p> <p>できる</p>																																				
No.	5年以上測定を継続し、直近2年間において4回以上の測定結果における地下水濃度の変化傾向	措置の完了の可否																																				
①	 <p>地下水濃度</p>	<p>上昇傾向にあり、地下水基準を超えないとはいえない</p> <p>できない</p>																																				
②	 <p>地下水濃度</p>	<p>目標地下水濃度に近い値で変動している (①の上昇傾向及び④の低下傾向を除く)</p> <p>できない</p>																																				
③	 <p>地下水濃度</p>	<p>目標地下水濃度を下回った変動が一定レベルで継続している (①の上昇傾向を除く)</p> <p>できる</p>																																				
④	 <p>地下水濃度</p>	<p>低下傾向にある</p> <p>できる</p>																																				
	 <p>地下水濃度</p>	<p>完了条件の評価に用いるデータが低下傾向である場合を含む</p> <p>できる</p>																																				

該当章節項 該当ページ	新	旧																																																																				
5.4.3(6)4)ア p.529	<p>ア. 対象となる要措置区域及び対象とする帯水層</p> <p>本措置の実施に当たっては、まず、対象とする要措置区域を確認する必要がある。すなわち、土壌汚染状況調査において土壌汚染が確認された要措置区域及び指定の申請を活用して、透過性地下水浄化壁を、地下水汚染の拡大の防止を行う上で適切な位置に設置することができるように配慮して設定した要措置区域が対象範囲となる。</p> <p>本措置で対象とする帯水層の深さ方向の範囲については、土壌汚染状況調査によって<u>土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌の範囲</u>や、詳細調査によって目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が確認された帯水層等を確認した上、設定するものとする。</p>	<p>ア. 対象となる要措置区域及び対象とする帯水層</p> <p>本措置の実施に当たっては、まず、対象とする要措置区域を確認する必要がある。すなわち、土壌汚染状況調査において土壌汚染が確認された要措置区域及び指定の申請を活用して、透過性地下水浄化壁を、地下水汚染の拡大の防止を行う上で適切な位置に設置することができるように配慮して設定した要措置区域が対象範囲となる。</p> <p>本措置で対象とする帯水層の深さ方向の範囲については、土壌汚染状況調査によって<u>目標土壌溶出量を超える状態にある土壌の範囲</u>や、詳細調査によって目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が確認された帯水層等を確認した上、設定するものとする。</p>																																																																				
5.5.2(3) p.623	<p>表 5.5.2-5 実施措置の種類と地下水の水質の測定における分解生成物の量の確認の必要性とその確認期間</p> <table border="1" data-bbox="277 770 1146 1479"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施措置の種類</th> <th>分解生成物の量の確認の必要性</th> <th>分解生成物の量の確認の期間</th> <th>参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地下水の水質の測定</td> <td>地下水汚染が生じていない</td> <td rowspan="2">望ましい*1</td> <td rowspan="2">措置の実施期間</td> <td>5.4.3(1)</td> </tr> <tr> <td>地下水汚染が生じている</td> <td>5.4.3(2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原位置封じ込め</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">遮水工封じ込め</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地下水汚染の拡大の防止</td> <td colspan="2">揚水施設</td> <td>措置の実施期間</td> <td>5.4.3(5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">透過性地下水浄化壁</td> <td>分解法</td> <td>必要*2</td> <td rowspan="2">5.4.3(6)規則別表8の第4項下欄2のニ</td> </tr> <tr> <td>分解法以外</td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	実施措置の種類		分解生成物の量の確認の必要性	分解生成物の量の確認の期間	参照	地下水の水質の測定	地下水汚染が生じていない	望ましい*1	措置の実施期間	5.4.3(1)	地下水汚染が生じている	5.4.3(2)	原位置封じ込め		不要	—	—	遮水工封じ込め		不要	—	—	地下水汚染の拡大の防止	揚水施設		措置の実施期間	5.4.3(5)	透過性地下水浄化壁	分解法	必要*2	5.4.3(6)規則別表8の第4項下欄2のニ	分解法以外	不要	—	<p>表 5.5.2-5 実施措置の種類と地下水の水質を確認する特定有害物質の種類</p> <table border="1" data-bbox="1218 770 2087 1479"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施措置の種類</th> <th>分解生成物の量の確認の必要性</th> <th>分解生成物の量の確認の期間</th> <th>参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地下水の水質の測定</td> <td>地下水汚染が生じていない</td> <td rowspan="2">望ましい*1</td> <td rowspan="2">措置の実施期間</td> <td>5.4.3(1)</td> </tr> <tr> <td>地下水汚染が生じている</td> <td>5.4.3(2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原位置封じ込め</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">遮水工封じ込め</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地下水汚染の拡大の防止</td> <td colspan="2">揚水施設</td> <td>措置の実施期間</td> <td>5.4.3(5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">透過性地下水浄化壁</td> <td>分解法</td> <td>必要*2</td> <td rowspan="2">5.4.3(6)規則別表8の第5項下欄2のニ</td> </tr> <tr> <td>分解法以外</td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	実施措置の種類		分解生成物の量の確認の必要性	分解生成物の量の確認の期間	参照	地下水の水質の測定	地下水汚染が生じていない	望ましい*1	措置の実施期間	5.4.3(1)	地下水汚染が生じている	5.4.3(2)	原位置封じ込め		不要	—	—	遮水工封じ込め		不要	—	—	地下水汚染の拡大の防止	揚水施設		措置の実施期間	5.4.3(5)	透過性地下水浄化壁	分解法	必要*2	5.4.3(6)規則別表8の第5項下欄2のニ	分解法以外	不要	—
実施措置の種類		分解生成物の量の確認の必要性	分解生成物の量の確認の期間	参照																																																																		
地下水の水質の測定	地下水汚染が生じていない	望ましい*1	措置の実施期間	5.4.3(1)																																																																		
	地下水汚染が生じている			5.4.3(2)																																																																		
原位置封じ込め		不要	—	—																																																																		
遮水工封じ込め		不要	—	—																																																																		
地下水汚染の拡大の防止	揚水施設		措置の実施期間	5.4.3(5)																																																																		
	透過性地下水浄化壁	分解法	必要*2	5.4.3(6)規則別表8の第4項下欄2のニ																																																																		
		分解法以外	不要		—																																																																	
実施措置の種類		分解生成物の量の確認の必要性	分解生成物の量の確認の期間	参照																																																																		
地下水の水質の測定	地下水汚染が生じていない	望ましい*1	措置の実施期間	5.4.3(1)																																																																		
	地下水汚染が生じている			5.4.3(2)																																																																		
原位置封じ込め		不要	—	—																																																																		
遮水工封じ込め		不要	—	—																																																																		
地下水汚染の拡大の防止	揚水施設		措置の実施期間	5.4.3(5)																																																																		
	透過性地下水浄化壁	分解法	必要*2	5.4.3(6)規則別表8の第5項下欄2のニ																																																																		
		分解法以外	不要		—																																																																	

該当章節項 該当ページ		新				旧					
土壌汚染の除去	掘削除去	土壌の埋め戻しを行う場合	不要	—	—	掘削除去	土壌の埋め戻しを行う場合	不要	—	—	
		土壌の埋め戻しを行わない場合	不要	—	—		土壌の埋め戻しを行わない場合	不要	—	—	
	原位置浄化	抽出:土壌ガス吸引	望ましい*3	1回測定 (措置の効果の確認の最終回)		5.4.3(8) 規則別表8 の第5項下 欄2のニ	原位置浄化	抽出:土壌ガス吸引	望ましい*3	措置の実施期間	
		抽出:地下水揚水	望ましい*3	1回測定 (措置の効果の確認の最終回)				抽出:地下水揚水	望ましい*3	1回測定 (措置の効果の確認の最終回)	
		抽出:エアースパージング	望ましい*3	1回測定 (措置の効果の確認の最終回)				抽出:エアースパージング	望ましい*3	1回測定 (措置の効果の確認の最終回)	
		分解:化学処理	必要*4	分解生成物が発生しないことが明らかでない場合	2年間 (措置の効果の確認期間)			分解:化学処理	必要*4	1回測定 (措置の効果の確認の最終回)	
				分解生成物が発生しないことが明らかでない場合	1回測定 (措置の効果の確認の最終回)						
		分解:生物処理	必要*2	2年間 (措置の効果の確認期間)				分解:生物処理	必要*2	2年間 (措置の効果の確認期間)	
		ファイトレメディエーション	望ましい*3	1回測定 (措置の効果の確認の最終回)				ファイトレメディエーション	望ましい*3	1回測定 (措置の効果の確認の最終回)	
	土壌洗浄	望ましい*3	1回測定 (措置の効果の確認の最終回)		土壌洗浄	望ましい*3	1回測定 (措置の効果の確認の最終回)				
	遮断工封じ込め		適用外	—		遮断工封じ込め		適用外	—		
	不溶化	原位置不溶化	適用外	—		不溶化	原位置不溶化	適用外	—		
不溶化埋め戻し		適用外	—		不溶化埋め戻し		適用外	—			

*1: 地下水中の汚染の除去を目的とした措置ではないが、分解生成物が発生するおそれがあることから。

*2: 積極的に分解を促進する措置であり、比較的長期間にわたり、分解が継続することから。

*3: 措置により新たな分解生成物の濃度が問題となることはないが、措置の効果の確認として分解生成物の測定を実施することが望ましい。

*4: 積極的に分解を利用する措置であることから。

*1: 地下水中の汚染の除去を目的とした措置ではないことから

*2: 積極的に分解を促進する措置であり、比較的長期間にわたり、分解が継続することから。

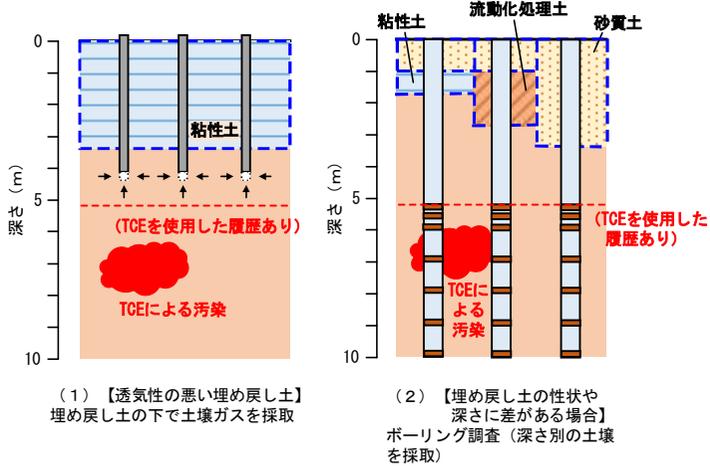
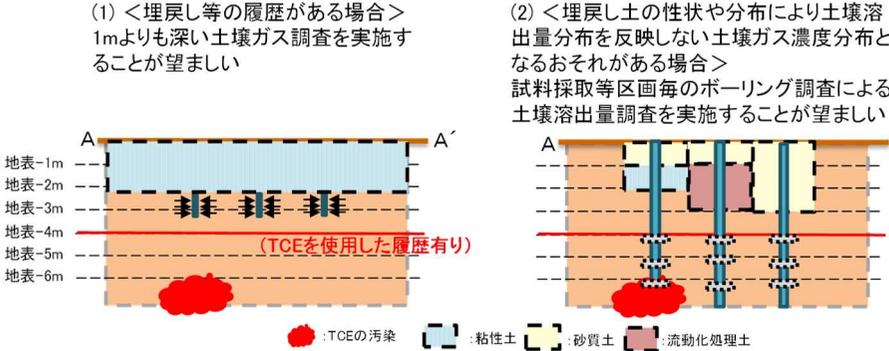
*3: 措置により新たな分解生成物の濃度が問題となることはないが、措置の効果の確認として分解生成物の測定実施が望ましい。ただし、分解を促進する措置ではないため措置の効果の確認には時間を要することから。

*4: 積極的に分解を利用する措置であることから。

該当章節項 該当ページ	新	旧								
5.9.4(1)4)ア p.675～676	<p>区域指定時の土壌汚染状況調査において土壌ガスが検出され、代表地点でボーリング調査を実施する際に、検出範囲内の最大形質変更深さの最も深い深さより1mを超える範囲の土壌を試料採取等の対象としなかった場合には、未調査の汚染のおそれがある土壌が存在する。今回土地の形質の変更を行おうとする範囲に、土壌ガスの検出範囲(土壌ガスが検出された単位区画)が含まれる場合は、原則として区域指定時の土壌汚染状況調査で判明している代表地点において未調査の深さの土壌を採取して土壌溶出量調査を実施する(図5.9.4-7)。代表地点が今回の土地の形質の変更範囲内に含まれない場合であっても、代表地点でボーリング調査を行い、この土壌溶出量調査の結果をもって土壌ガス検出範囲の汚染状態を再評価する。例えば土壌汚染状況調査において地表から深さ3mまでの土壌について土壌溶出量調査を実施している場合は、未調査の深さ<u>3mを超える深さ</u>から10mまでの1mごとの土壌、加えて深さ<u>3mより深い位置</u>に汚染のおそれが生じた場所の位置が存在するときは、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌と汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50cmの土壌を調査の対象とする。ただし土壌ガス検出範囲内における今回の最大形質変更深さより1mを超える深さの土壌は、試料採取の対象としないことが選択できる。</p> <p>(略)</p> <p>表5.9.4-1 第一種特定有害物質Aに関する代表地点におけるボーリング調査の結果と土壌汚染状況調査における土壌ガス検出範囲の汚染状態の評価</p> <table border="1" data-bbox="295 1369 1173 1490"> <tr> <td>区域指定時の土壌汚染状況調査における代表地</td> <td>土地の形質の変更の届出に添付する調査における代表</td> <td>土壌ガス検出範囲内の単位区画の汚染状態の再</td> <td>台帳記載事項の変更等</td> </tr> </table>	区域指定時の土壌汚染状況調査における代表地	土地の形質の変更の届出に添付する調査における代表	土壌ガス検出範囲内の単位区画の汚染状態の再	台帳記載事項の変更等	<p>区域指定時の土壌汚染状況調査において土壌ガスが検出され、代表地点でボーリング調査を実施する際に、検出範囲内の最大形質変更深さの最も深い深さより1mを超える範囲の土壌を試料採取等の対象としなかった場合には、未調査の汚染のおそれがある土壌が存在する。今回土地の形質の変更を行おうとする範囲に、土壌ガスの検出範囲(土壌ガスが検出された単位区画)が含まれる場合は、原則として区域指定時の土壌汚染状況調査で判明している代表地点において未調査の深さの土壌を採取して土壌溶出量調査を実施する(図5.9.4-7)。代表地点が今回の土地の形質の変更範囲内に含まれない場合であっても、代表地点でボーリング調査を行い、この土壌溶出量調査の結果をもって土壌ガス検出範囲の汚染状態を評価する。例えば土壌汚染状況調査において地表から深さ3mまでの土壌について土壌溶出量調査を実施している場合は、未調査の深さ<u>4m</u>から10mまでの1mごとの土壌、加えて深さ<u>4m以深</u>に汚染のおそれが生じた場所の位置が存在するときは、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌と汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50cmの土壌を調査の対象とする。ただし土壌ガス検出範囲内における今回の最大形質変更深さより1mを超える深さの土壌は、試料採取等の対象としないことが選択できる。</p> <p>(略)</p> <p>表5.9.4-1 第一種特定有害物質Aに関する代表地点におけるボーリング調査の結果と土壌ガス検出範囲の汚染状態</p> <table border="1" data-bbox="1218 1369 2105 1490"> <tr> <td>区域指定時の土壌汚染状況調査における代表地</td> <td>土地の形質の変更の届出に添付する調査おける</td> <td>土壌ガス検出範囲内の単位区画の汚染状</td> <td>台帳記載事項の変更等</td> </tr> </table>	区域指定時の土壌汚染状況調査における代表地	土地の形質の変更の届出に添付する調査おける	土壌ガス検出範囲内の単位区画の汚染状	台帳記載事項の変更等
区域指定時の土壌汚染状況調査における代表地	土地の形質の変更の届出に添付する調査における代表	土壌ガス検出範囲内の単位区画の汚染状態の再	台帳記載事項の変更等							
区域指定時の土壌汚染状況調査における代表地	土地の形質の変更の届出に添付する調査おける	土壌ガス検出範囲内の単位区画の汚染状	台帳記載事項の変更等							

該当章節項 該当ページ	新				旧			
	点のボーリング調査結果 (例：試料採取深さ3mまで)	地点のボーリング調査結果 (例：試料採取深さ3mを超える深さから10mまで)	評価 (形質の変更の範囲内に限定しない)		点のボーリング調査結果 (例：試料採取深さ3mまで)	代表地点のボーリング調査結果 (試料採取深さ4m～10m)	態の評価 (形質の変更の範囲内に限定しない)	
	土壌溶出量基準に適合 (物質Aは区域指定の対象となっていない)	土壌溶出量基準に適合	土壌溶出量基準に適合 (変更なし)	変更なし	土壌溶出量基準に適合 (物質Aは区域指定の対象となっていない)	土壌溶出量基準に適合	土壌溶出量基準に適合	物質Aを追加
		土壌溶出量基準不適合	土壌溶出量基準不適合 (変更あり)	物質Aを追加		土壌溶出量基準不適合	土壌溶出量基準不適合	物質Aを追加
		第二溶出量基準不適合	第二溶出量基準不適合 (変更あり)	物質Aを追加		第二溶出量基準不適合	第二溶出量基準不適合	物質Aを追加
	土壌溶出量基準不適合 (物質Aで区域指定されている)	土壌溶出量基準に適合	土壌溶出量基準不適合 (変更なし)	変更なし	土壌溶出量基準不適合 (物質Aで区域指定されている)	土壌溶出量基準に適合	土壌溶出量基準不適合	変更なし
		土壌溶出量基準不適合	土壌溶出量基準不適合 (変更なし)	変更なし		土壌溶出量基準不適合	土壌溶出量基準不適合	変更なし
		第二溶出量基準不適合	第二溶出量基準不適合 (変更あり)	汚染状態変更		第二溶出量基準不適合	第二溶出量基準不適合	汚染状態変更
	第二溶出量基準不適合 (物質Aで区域指定されている)	土壌溶出量基準に適合	第二溶出量基準不適合 (変更なし)	変更なし	第二溶出量基準不適合 (物質Aで区域指定されている)	土壌溶出量基準に適合	第二溶出量基準不適合	変更なし
		土壌溶出量基準不適合	第二溶出量基準不適合 (変更なし)	変更なし		土壌溶出量基準不適合	第二溶出量基準不適合	変更なし
		第二溶出量基準不適合	第二溶出量基準不適合 (変更なし)	変更なし		第二溶出量基準不適合	第二溶出量基準不適合	変更なし

該当章節項 該当ページ	新	旧
5.9.4(1)4ア p.679～680	<p>過去に埋め戻し等の履歴がない場合及び過去の土地の形質の変更時に砂質土等透気性の良い土壌で埋め戻された場合は、今回の調査において地表部で土壌ガス調査を実施してもよい(図5.9.4-10)。しかし、形質変更部分が粘性土で埋め戻されているなど、土壌ガスが検出されにくい状況となっている場合は、土壌ガスの採取深さを1mではなく、埋め戻し底面の直下とすることが望ましい(図5.9.4-11(1))。また、埋め戻した土壌の性状が場所や深さによって大きく異なる土地や土壌改良を行った土地では、土壌ガスが深部から地表に向かって移動する際に、透気性のよい土壌部分を移動するため、深部に基準不適合土壌が存在する地点と土壌ガス濃度が高い地点とが一致しない状態になることが想定される。このような場合には、土壌ガス調査の代わりに、単位区画ごとにボーリング調査を実施して土壌溶出量を測定することが望ましい(図5.9.4-11(2))。</p> <p>(1) 【透気性のよい埋め戻し土】 深さ1m付近の土壌ガスを採取</p> <p>(2) 【埋め戻し土なし】 現在の地表から深さ1m付近の土壌ガスを採取</p> <p>図 5.9.4-10 一度埋め戻された土地における第一種特定有害物質の調査例</p> <p>主な修正箇所：(2)の図の追加</p>	<p>過去の土地の形質の変更時に砂質土等透気性の良い土壌で埋め戻された場合は、今回の調査において地表部で土壌ガス調査を実施してもよい(図5.9.4-10)。しかし、形質変更部分が粘性土で埋め戻されているなど、土壌ガスが検出されにくい状況となっている場合は、土壌ガスの採取深さを1mではなく、埋戻し底面の直下とすることが望ましい(図5.9.4-11(1))。また、埋戻した土壌の性状が場所や深さによって大きく異なる土地や土壌改良を行った土地では、土壌ガスが深部から地表に向かって移動する際に、透気性のよい土壌部分を移動するため、深部に基準不適合土壌が存在する地点と土壌ガス濃度が高い地点とが一致しない状態になることが想定される。このような場合には、土壌ガス調査の代わりに、単位区画ごとにボーリング調査を実施して土壌溶出量を測定することが望ましい(図5.9.4-11(2))。</p> <p><埋戻し等の履歴がない場合> 土壌汚染状況調査と同様に土壌ガス調査を実施</p> <p>図 5.9.4-10 一度埋め戻された土地における第一種特定有害物質の調査例</p>

該当章節項 該当ページ	新	旧
5.9.4(1)4ア p.680	 <p>(1) 【透気性の悪い埋め戻し土】埋め戻し土の下で土壤ガスを採取</p> <p>(2) 【埋め戻し土の性状や深さに差がある場合】ボーリング調査（深さ別の土壤を採取）</p>	 <p>(1) <埋戻し等の履歴がある場合> 1mよりも深い土壤ガス調査を実施することが望ましい</p> <p>(2) <埋戻し土の性状や分布により土壤溶出量分布を反映しない土壤ガス濃度分布となるおそれがある場合> 試料採取等区画毎のボーリング調査による土壤溶出量調査を実施することが望ましい</p> <p>● : TCEの汚染 □ : 粘性土 □ : 砂質土 □ : 流動化処理土</p>
	<p>図 5.9.4-11 埋め戻し土の性状や分布により地表部の土壤ガス調査で土壤溶出量を反映することが難しい場合の調査例</p>	<p>図 5.9.4-11 埋戻し土の性状や分布により地表部の土壤ガス調査で土壤溶出量を反映することが難しい場合の調査例</p>
5.10.5(2) p.700～701	<p>(2) 基準適合状態の搬入土壤が認定調査時に引き続き、基準に適合していると判断する基準</p> <p>掘削対象単位区画内の土壤のうち、要措置区域等の指定後の土壤の搬入に係る記録において土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土壤（浄化等済土壤、認定調査により土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していることが確認された土壤、<u>要措置区域等外から搬入された土壤</u>であって土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していることが確認された土壤等を含む。）、台帳において調製されている土壤汚染状況調査又は詳細調査等の結果に基づき要措置区域等内の汚染状態を明らかにした図面により土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していると認められる土壤、土壤汚染の除去の措置により要措置区域内に設置した施設において浄化することで土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合したものと</p>	<p>(2) 基準適合状態の搬入土壤が認定調査時に引き続き、基準に適合していると判断する基準</p> <p>掘削対象単位区画内の土壤のうち、要措置区域等の指定後の土壤の搬入に係る記録において土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土壤（浄化等済土壤、認定調査により土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していることが確認された土壤、<u>要措置区域における汚染の除去等の措置において当該区域外から搬入された土壤</u>であって土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していることが確認された土壤等を含む。）、台帳において調製されている土壤汚染状況調査又は詳細調査等の結果に基づき要措置区域等内の汚染状態を明らかにした図面により土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していると認められる土壤、土壤汚染の除去の措置により要措置区域内に設置した施設において浄化することで土壤溶出</p>

該当章節項 該当ページ	新	旧
	<p>して埋め戻した土壌は、試料採取を不要とすることとした（規則第 59 条の 2 第 6 項、通知の記の第 5 の 1 の(3)①ウ）。</p> <p>なお、試料採取を不要とする土壌については、汚染土壌と区別して適切に管理されていることを要する。また、要措置区域等に指定された土地において、深さ 3 m 未満の土地の形質の変更を行う場合は、要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となり、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為となることを踏まえ、台帳において調製されている土壌汚染状況調査又は詳細調査等の結果については、原則として、要措置区域等内の汚染状態を明らかにした図面のうち、土地の形質の変更を行っていないと認められる深さ 3 m 以深の土壌を対象とすることとする（通知の記の第 5 の 1 の(3)①ウ）。</p> <p>(略)</p> <p>2) 当該搬入土壌のある場所（単位区画内）において、新たな汚染のおそれがないもの</p> <p>具体的には、次の条件等に基づき判断することとなる。</p> <p>①特定有害物質の製造等、埋設等、保管等がないこと。 ②当該搬入土壌に他の土壌が混合しないように区別されていること。 ③要措置区域等内の土地の形質の変更の記録があり、当該搬入土壌の場所に他の土壌の移動がないことを確認できること（原則として、要措置区域等内の汚染状態を明らかにした図面のうち、法第 12 条及び法第 9 条による土地の形質の変更の届出等により土地の形質の変更を行っていないと認められる深さ 3 m 以上深い土壌が対象となる。）。</p>	<p>量基準及び土壌含有量基準に適合したものとして埋め戻した土壌は、試料採取を不要とすることとした（規則第 59 条の 2 第 6 項、通知の記の第 5 の 1 の(3)①ウ）。</p> <p>なお、試料採取を不要とする土壌については、汚染土壌と区別して適切に管理されていることを要し、例えば、<u>汚染土壌と砂利・シート等の仕切り材等により区別することが望ましい</u>。また、要措置区域等に指定された土地において、深さ 3 m 未満の土地の形質の変更を行う場合は、要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となり、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為となることを踏まえ、台帳において調製されている土壌汚染状況調査又は詳細調査等の結果については、原則として、要措置区域等内の汚染状態を明らかにした図面のうち、土地の形質の変更を行っていないと認められる深さ 3 m 以上の土壌を対象とすることとする（通知の記の第 5 の 1 の(3)①ウ）。</p> <p>(略)</p> <p>2) 当該搬入土壌のある場所（単位区画内）において、新たな汚染のおそれがないもの</p> <p>具体的には、次の条件等に基づき判断することとなる。</p> <p>①特定有害物質の製造等、埋設等、保管等がないこと。 ②当該搬入土壌に他の土壌が混合しないように区別されていること。 ③要措置区域等内の土地の形質の変更の記録があり、当該搬入土壌の場所に他の土壌の移動がないことを確認できること。（原則として、要措置区域等内の汚染状態を明らかにした図面のうち、法第 12 条及び法第 9 条による土地の形質の変更の届出等により土地の形質の変更を行っていないと認められる深さ 3 m 以上深い土壌が対象となる。）</p>

該当章節項 該当ページ	新	旧
	<p>④当該搬入土壌が汚染地下水と接していないこと。</p> <p>上記③において、法第12条及び法第9条による土地の形質の変更の届出のあった移動記録については、都道府県知事で管理されているものを使用することとなる。</p> <p>なお、深さ3m未満の土壌は、要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となり、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為となることから、都道府県知事は、当該土壌の移動の有無を確認することはできないため、新たな汚染のおそれがないとは認めることはできない。ただし、土地の所有者等が(1)4ア(ア)と同等の手続を行い、1年ごとに都道府県知事に届け出た上で、土地の形質の変更を行っていないと都道府県知事が認める場合にあっては、その限りではない。</p> <p>3) 基準適合状態の搬入土壌が認定調査時に引き続き、基準に適合すると認めるために必要な土地の形質の変更の記録及び手続</p> <p>基準適合状態の搬入土壌が認定調査時に引き続き、都道府県知事が基準に適合すると認めるために必要な土地の形質の変更の記録及び手続は、次のとおりである。</p> <p>①移動の記録の把握に当たり、法第12条等の届出(土地の形質の変更の届出)に加え、②に係る自主的な土地の形質の変更の記録も必要とする。</p> <p>②土地の所有者等は、土地の形質の変更の記録を要措置区域等の指定を受けた日から1年ごとに、(搬入土壌の調査結果と併せて)都道府県知事へ報告する。報告を踏まえ、都道府県知事は自主的な土地の形質の変更の記録が十分であるかを毎年判断する。</p> <p>③指定調査機関は、土地の所有者等から提供された土地の形質の変更の記</p>	<p>④当該搬入土壌が汚染地下水と接していないこと。</p> <p>上記③において、法第12条及び法第9条による土地の形質の変更の届出のあった移動記録については、都道府県知事で管理されているものを使用することが望ましい。</p> <p>なお、深さ3m未満の土壌は、要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となり、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為となることから、都道府県知事は、当該土壌の<u>区域間</u>移動の有無を確認することはできないため、新たな汚染のおそれがないとは認めることはできない。ただし、土地の所有者等が(1)4ア(ア)と同等の手続を行い、1年ごとに都道府県知事に届け出た上で、土地の形質の変更を行っていないと都道府県知事が認める場合にあっては、その限りではない。</p> <p>3) 基準適合状態の搬入土壌が認定調査時に引き続き、基準に適合すると認めるために必要な土地の形質の変更の記録及び手続</p> <p>基準適合状態の搬入土壌が認定調査時に引き続き、都道府県知事が基準に適合すると認めるために必要な土地の形質の変更の記録及び手続は、次のとおりである。</p> <p>①移動の記録の把握に当たり、法第12条等の届出(土地の形質の変更の届出)に加え、②に係る自主的な土地の形質の変更の記録も必要とする。</p> <p>②土地の所有者等は、土地の形質の変更の記録を要措置区域等の指定を受けた日から1年ごとに、(搬入土壌の調査結果と併せて)都道府県知事へ報告する。報告を踏まえ、都道府県知事は自主的な土地の形質の変更の記録が十分であるかを毎年判断する。</p> <p>③指定調査機関は、土地の所有者等から提供された土地の形質の変更の記</p>

該当章節項 該当ページ	新	旧
	<p>録により、当該搬入土壌が適切に管理されている状況をもとに、当該搬入土壌と他の土壌が混合していないか評価し、認定調査時地歴調査に評価結果を記載する。</p> <p>④都道府県知事は、認定調査時地歴調査の内容を見て、土地の形質の変更の記録が十分で、適切に管理されている場合は、当該搬入土壌と他の土壌が混合していないと認めるか判断する。</p>	<p>録の他、汚染土壌と砂利・シート等の仕切り材等により区別している等、当該搬入土壌が適切に管理されている状況をもとに、当該搬入土壌と他の土壌が混合していないか評価し、認定調査時地歴調査に評価結果を記載する。</p> <p>④都道府県知事は、認定調査時地歴調査の内容を見て、土地の形質の変更の記録が十分で、適切に管理されている場合は、当該搬入土壌と他の土壌が混合していないと認めるか判断する。</p>

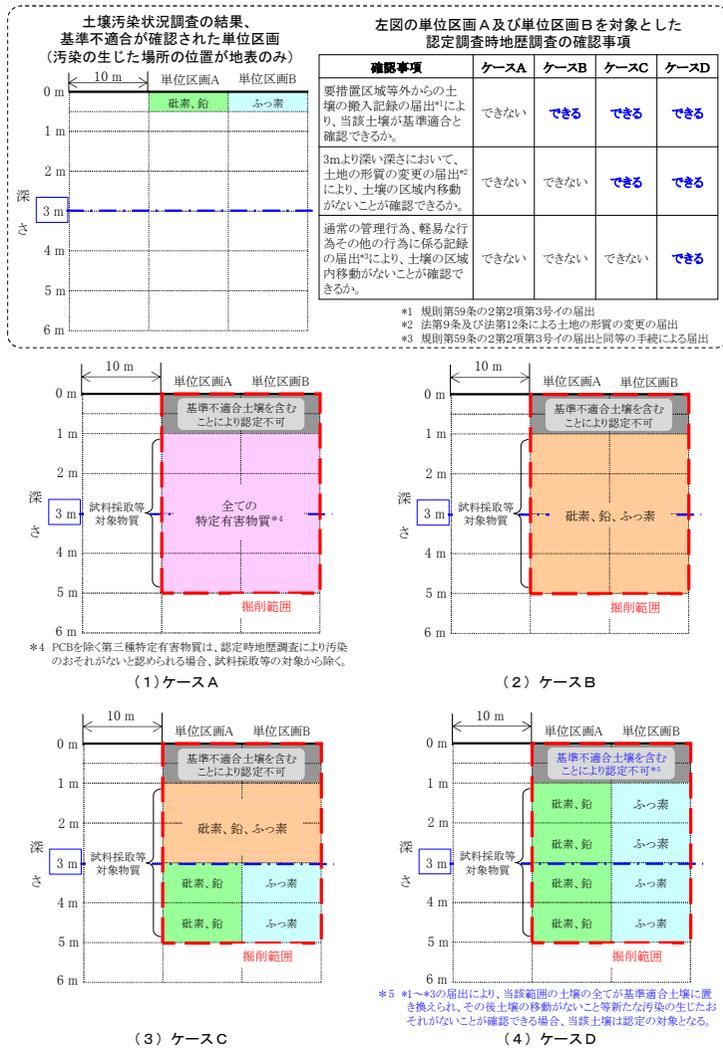


図 5.10.5-3 認定調査における深さ方向の試料採取等対象物質の考え方の例（地下水位が掘削深さより1mを超える深さにある場合）

主な修正箇所：認定調査時地歴調査の確認事項とケースの追加

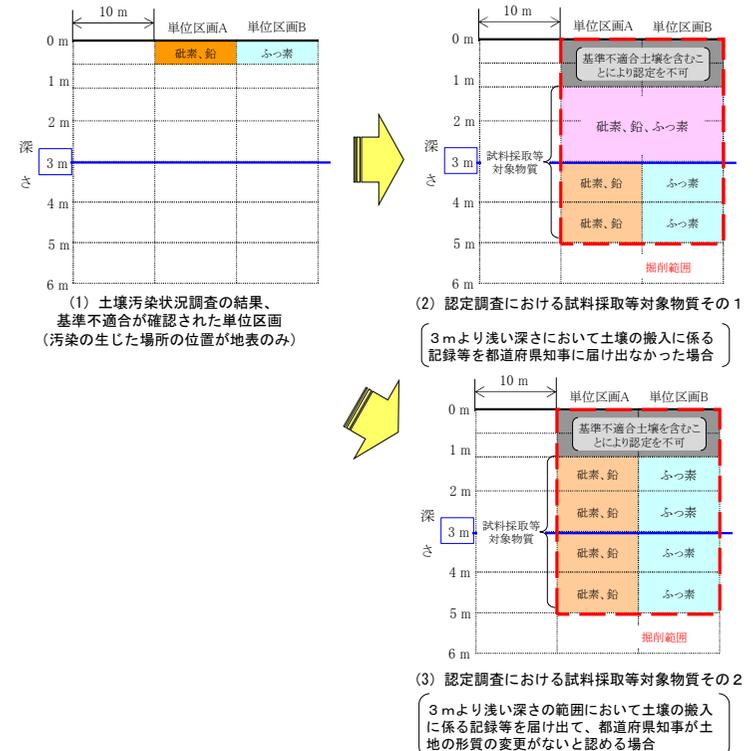


図 5.10.5-3 区域内移動のおそれ를考慮した深さ方向の試料採取等対象物質の考え方（台帳の記載に基づき、深さ3m以深、土地の形質の変更等土壌の移動がない場合）

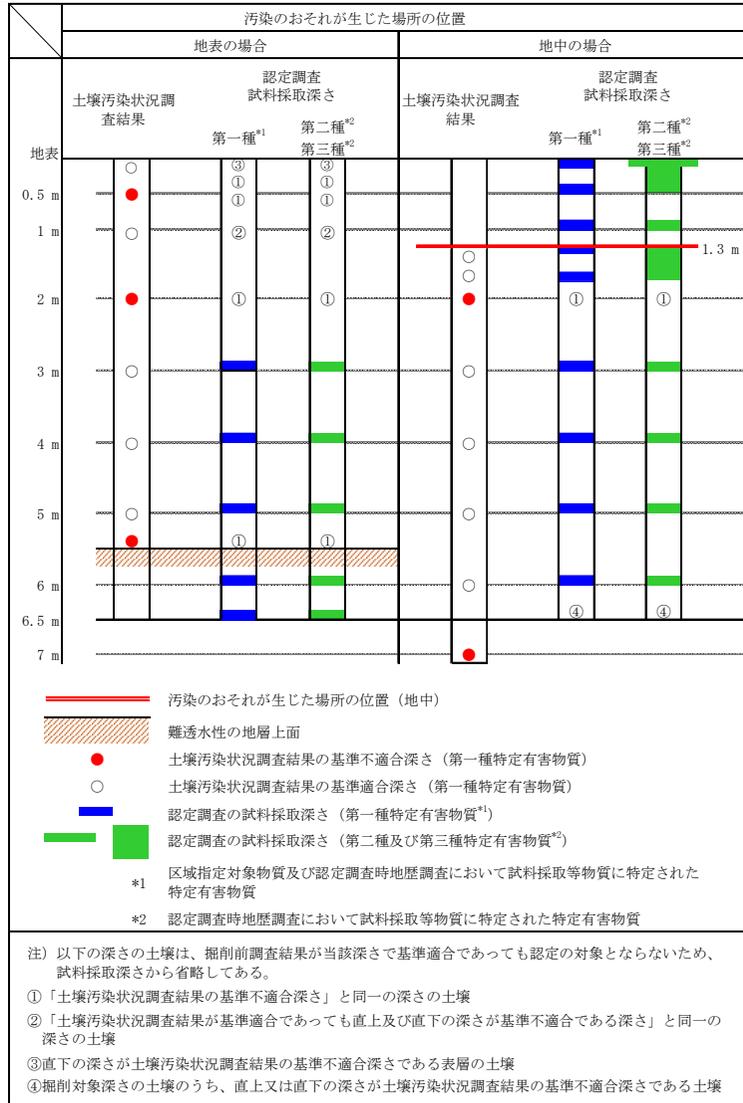


図 5.10.7-5(1) 土壌汚染状況調査の結果を活用することによる認定調査の試料採取深さの省略の例（第一種特定有害物質の基準不適合により指定された要措置区域等において、掘削深さ 6.5mの場合）

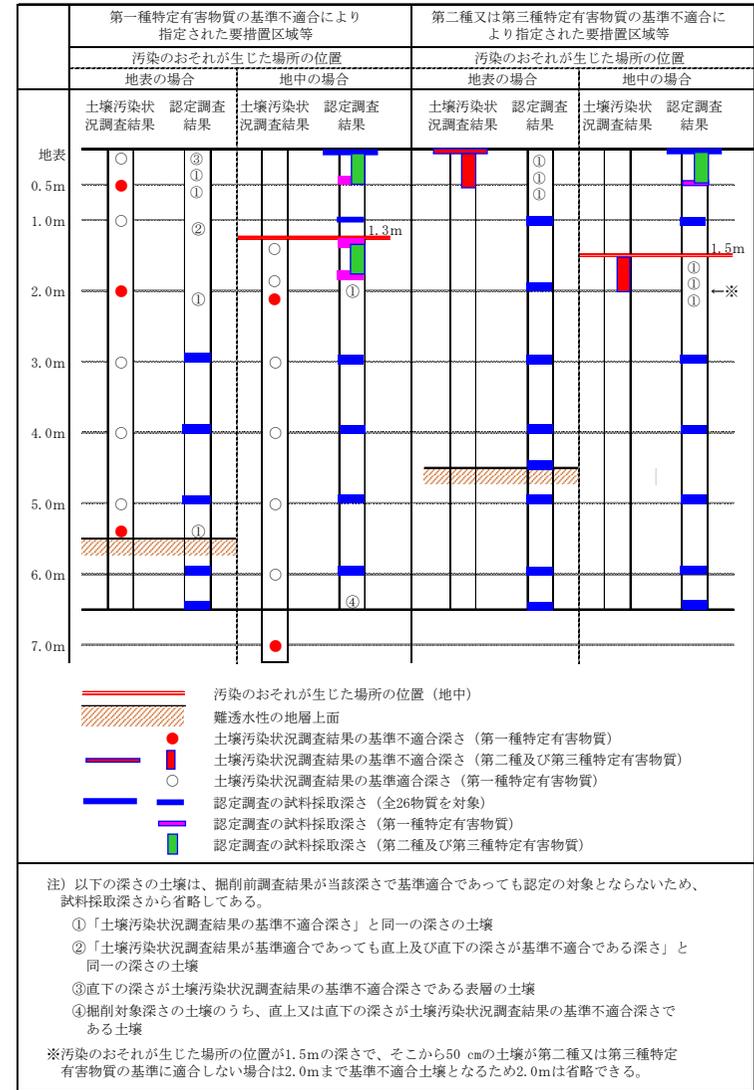


図 5.10.7-5 土壌汚染状況調査の結果を活用することによる認定調査の試料採取深さの省略の例（掘削深さ 6.5mの場合）

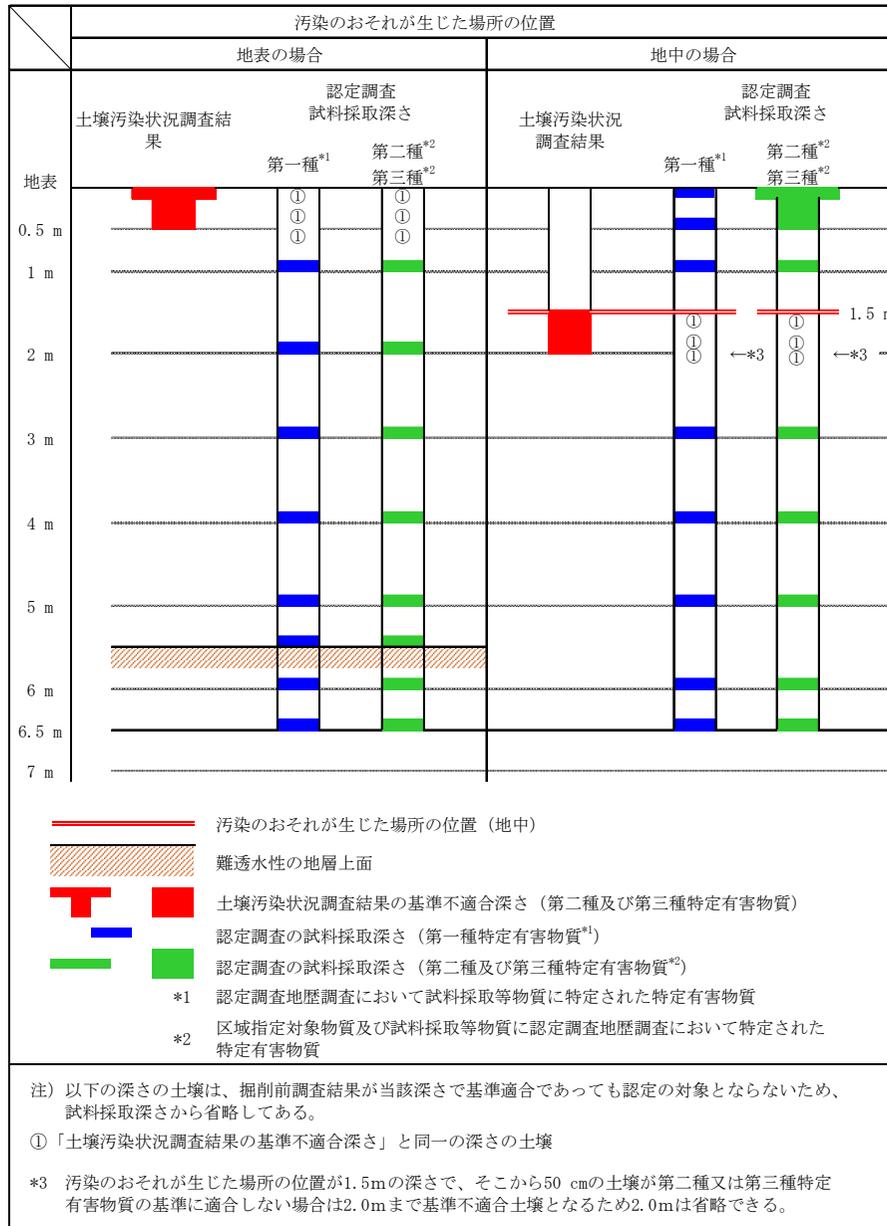


図 5.10.7-5(2) 土壌汚染状況調査の結果を活用することによる認定調査

該当章節項 該当ページ	新	旧
	<p>の試料採取深さの省略の例（<u>第二種又は第三種特定有害物質の基準不適合により指定された要措置区域等において、掘削深さ 6.5mの場合</u>）</p> <p>主な修正箇所：<u>図の分割（第一種特定有害物質で区域指定された場合（1）と第二種又は第三種特定有害物質で区域指定された場合（2））</u></p>	
<p>5.10.7(4)3) p.722</p>	<p>3) <u>盛土とその下にある汚染のおそれがある土壌の試料採取</u></p> <p>掘削前調査の試料採取地点の選定に当たっては、盛土の有無は考慮しておらず、地表からの深さにより試料採取地点を定めている（規則第 59 条の 2 第 4 項及び第 5 項）。</p> <p><u>掘削前調査では、盛土とその下にある汚染のおそれがある土壌の試料採取に際し、盛土の有無は考慮しておらず、地表からの深さにより試料採取地点を定めるものとし、また、盛土直下の旧地表面を汚染のおそれが生じた場所の位置として試料採取地点とする。なお、認定調査時地歴調査において、都道府県知事が土地の所有者等が行った要措置区域等外からの土壌の搬入記録の届出（規則第 59 条の 2 第 2 項第 3 号イの届出（5.10.5(1)4ア）により、基準適合部分が明確に判別できる場合、当該部分を試料採取不要とすることができる（図 5.10.7-10）。</u></p>	<p>3) 盛土とその下にある<u>基準不適合土壌の試料採取</u></p> <p>掘削前調査の試料採取地点の選定に当たっては、盛土の有無は考慮しておらず、地表からの深さにより試料採取地点を定めている（規則第 59 条の 2 第 4 項及び第 5 項）。</p> <p><u>認定調査時地歴調査において、都道府県知事が土地の所有者等が行った自主記録等により盛土材料等に起因した汚染のおそれがないことが確認でき、砂利・シート等の仕切り材により盛土と原地盤の境界が明確に区別できるなど、基準適合部分が明確に判別できる場合、当該部分を認定対象とすることができる（図 5.10.7-10）。したがって、土地の所有者等は土壌の搬入時にはその記録とともに砂利、シート等の仕切り材の敷設の有無についても記録することが望ましい。</u></p>

新

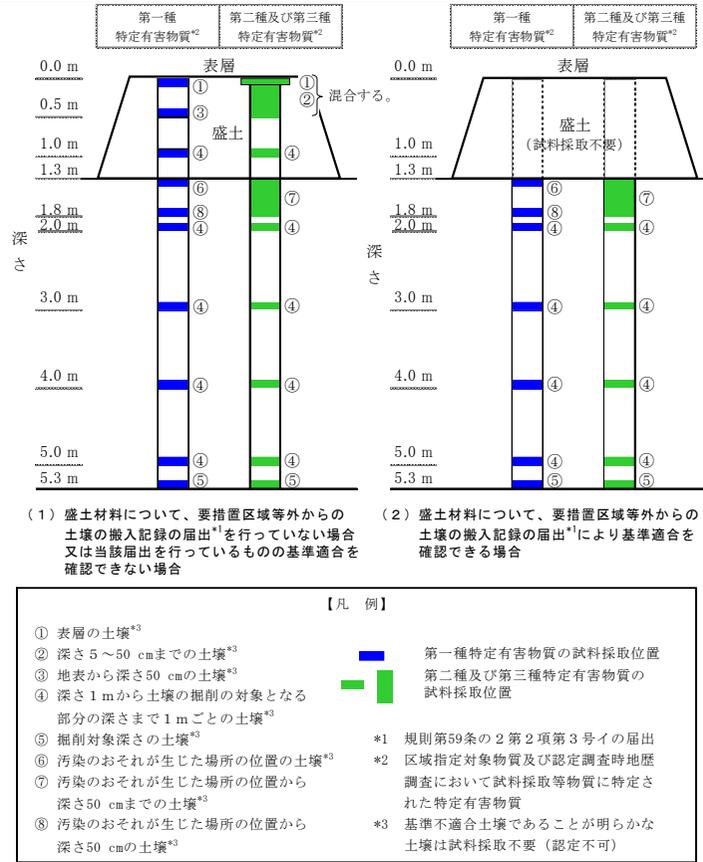


図 5.10.7-10 盛土とそこにある汚染のおそれがある土壌の試料採取の例(掘削対象深さまでに帯水層の底面がない場合)

主な修正箇所：(1) の図の追加

旧

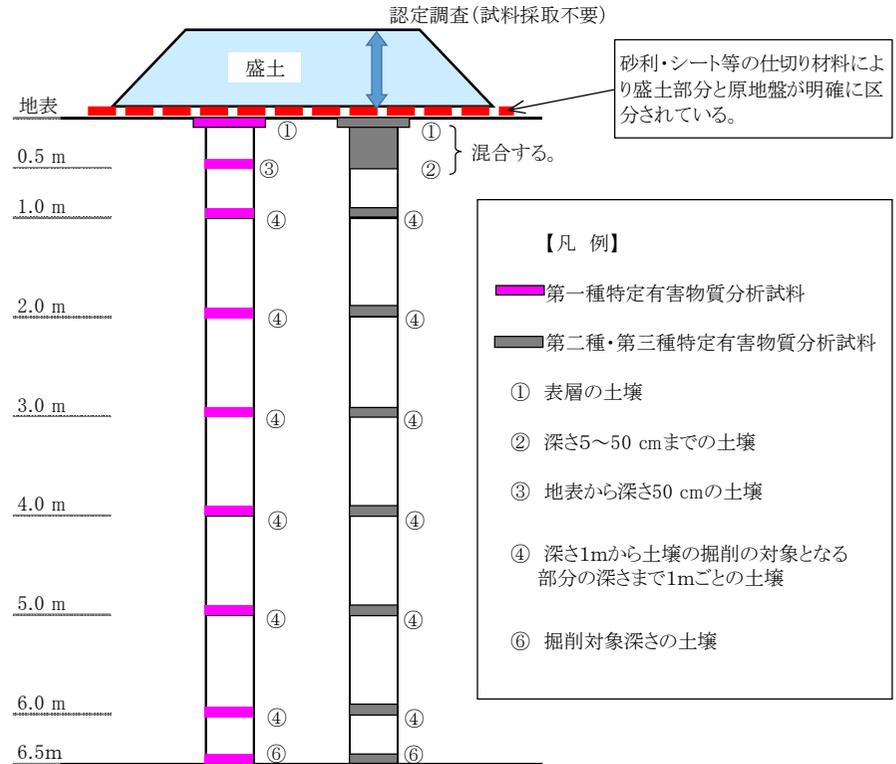


図 5.10.7-10 盛土とそこにある基準不適合土壌の試料採取

新

表 2-1 実施措置における浄化等処理方法の適用性を確認する必要性の有無(地下水の摂取等によるリスクに係る実施措置その1)

分類	実施措置の種類	特定有害物質 ^{*1}			適用性を確認する必要性の有無	施行規則別表第7	
		第一種	第二種	第三種			
土壌汚染の管理	①地下水の水質の測定	○	○	○	不要	—	
	②原位置封じ込め	○	○	○	必要 ^{*2}	二の項の中欄ト	
	③遮水工封じ込め	○	○	○	(同上)	三の項の中欄へ	
	地下水汚染の拡大の防止	④揚水施設	○	○	○	不要 ^{*3}	—
		⑤透過性地下水浄化壁				必要	四の項の中欄二のへ
	⑥遮断工封じ込め	—	○	○	不要	—	
	⑦原位置不溶化	—	○	—	必要	七の項の中欄一のホ	
⑧不溶化埋め戻し	—	○	—	必要	七の項の中欄二のへ		

^{*1} ○：全ての物質に適用可、△：一部の物質に適用、×：適用できない、—：対象外

^{*2} 第二溶出量基準に適合しない汚染状態の土壌を第二溶出量基準に適合させる場合

^{*3} 揚水設備の地下水の揚水能力に係る確認は除く。

旧

表 2-1 実施措置における浄化等処理方法の適用性を確認する必要性の有無(地下水摂取等^のリスクに係る実施措置)

分類	実施措置の種類	特定有害物質			適用性を確認する必要性の有無	施行規則別表第7	
		第一種	第二種	第三種			
土壌汚染の管理	①地下水の水質の測定	○	○ (溶出量)	○	不要	—	
	②原位置封じ込め	○	○	○	必要 ^{*1}	二の項の中欄ト	
	③遮水工封じ込め	○	○	○	(同上)	三の項の中欄へ	
	地下水汚染の拡大の防止	④揚水施設	○	○ (溶出量)	○	不要 ^{*2}	—
		⑤透過性地下水浄化壁				必要	四の項の中欄二のへ
	⑥遮断工封じ込め	—	○	○	不要	—	
	⑦原位置不溶化	—	○ (溶出量)	—	必要	七の項の中欄一のホ	
⑧不溶化埋め戻し	—	○ (溶出量)	—	必要	七の項の中欄二のへ		

○：すべての物質に適用可、△：一部の物質又は特定の条件で適用可、×：適用は難しい、—：対象外

^{*1} 第二溶出量基準に適合しない汚染状態の土壌を第二溶出量基準に適合させる場合

^{*2} 揚水設備の地下水の揚水能力に係る確認は除く。

新

表 2-2 実施措置における浄化等処理方法の適用性を確認する必要性の有無(地下水の摂取等によるリスクに係る実施措置その2)

分類	汚染の除去等の措置の種類	特定有害物質 ^{※1}			適用性を確認する必要性の有無	施行規則別表第7	
		第一種	第二種	第三種			
⑨掘削除去(オンサイト浄化)	熱処理	○	△ 水銀、シアン化合物	○	必要	五の項の中欄一のト	
	洗浄処理	×	○	○			
	化学処理	○	△ シアン化合物	○			
	生物処理	○	△ シアン化合物	△			
	抽出処理	生石灰添加真空抽出	○	×			×
		磁力選別	×	△ ほう素を除く			×
⑩原位置浄化	原位置抽出	土壌ガス吸引	○	×	×	不要	五の項の中欄二のホ
		地下水揚水	○	○	○	不要 ^{※2}	
	エアースパージング	○	×	×	不要		
	原位置分解	化学処理	○	△ シアン化合物	△	必要	
		生物処理	○	△ シアン化合物	△	必要	
	ファイトレメディエーション	△	△	△	必要		

旧

表 2-2 実施措置における浄化等処理方法の適用性を確認する必要性の有無(地下水摂取等のリスクに係る実施措置)

分類	汚染の除去等の措置の種類	特定有害物質			適用性を確認する必要性の有無	施行規則別表第7	
		第一種	第二種	第三種			
⑨掘削除去(オンサイト浄化)	熱処理	○	△	○	必要	五の項の中欄一のト	
	洗浄処理	○	○	○			
	化学処理	○	△ シアン	○			
	生物処理	○	△ シアン	△			
	抽出処理	生石灰添加真空抽出	○	×			×
		磁力選別	×	△ ほう素を除く			×
⑩原位置浄化	原位置抽出	土壌ガス吸引	○	×	×	不要	五の項の中欄二のホ
		地下水揚水	○	○ (溶出量)	○	不要 ^{※1}	
	エアースパージング	○	×	×	不要		
	原位置分解	化学処理	○	△ シアン	△	必要	
		生物処理	○	△ シアン	△	必要	
	ファイトレメディエーション	△	△	△	必要		

該当章節項 該当ページ	新							旧																												
			原位置土壌洗浄	○	○	○	必要			原位置土壌洗浄	○	○	○	必要																						
	<p>*1 ○：全ての物質に適用可、△：一部の物質に適用、×：適用できない、 —：対象外</p> <p>*2 揚水設備における地下水の揚水能力に係る確認は除く。</p> <p><参考>本編には掲載していないが、最新技術として次を示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">汚染の除去等の措置の種類</th> <th colspan="3">特定有害物質*1</th> <th rowspan="2">適用性を確認する必要性の有無</th> <th rowspan="2">施行規則別表第7</th> </tr> <tr> <th>第一種</th> <th>第二種</th> <th>第三種</th> <th>第一種</th> <th>第二種</th> <th>第三種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壌汚染の除去</td> <td>⑩原位置浄化</td> <td>原位置抽出 加熱脱着</td> <td>○</td> <td>△ 水銀</td> <td>△ PCB</td> <td>必要</td> <td>五の項の中欄二のホ</td> </tr> </tbody> </table>							分類	汚染の除去等の措置の種類		特定有害物質*1			適用性を確認する必要性の有無	施行規則別表第7	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種	土壌汚染の除去	⑩原位置浄化	原位置抽出 加熱脱着	○	△ 水銀	△ PCB	必要	五の項の中欄二のホ	<p>○：すべての物質に適用可、△：一部の物質又は特定の条件で適用可、×：適用は難しい、—：対象外</p> <p>*1 揚水設備における地下水の揚水能力に係る確認は除く。</p>						
分類	汚染の除去等の措置の種類		特定有害物質*1			適用性を確認する必要性の有無	施行規則別表第7																													
	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種			第三種																												
土壌汚染の除去	⑩原位置浄化	原位置抽出 加熱脱着	○	△ 水銀	△ PCB	必要	五の項の中欄二のホ																													

Appendix-22
2
p.4

表 2-3 汚染除去等の種類における処理方法の適用性を確認する必要性の有無(直接摂取によるリスクに係る措置)

分類	汚染の除去等の措置の種類	特定有害物質*1			適用性を確認する必要性の有無	施行規則別表第7
		第一種	第二種	第三種		
土壌汚染の管理	⑪舗装	—	○	—	不要	—
	⑫立入禁止	—	○	—	不要	—
	⑬土壌入換え(区域外土壌入換え)	—	○	—	不要	—

表 2-3 汚染除去等の種類における処理方法の適用性を確認する必要性の有無(直接摂取のリスクに係る措置)

分類	汚染の除去等の措置の種類	特定有害物質			適用性を確認する必要性の有無	施行規則別表第7
		第一種	第二種	第三種		
土壌汚染の管理	⑪舗装	—	○	—	不要	—
	⑫立入禁止	—	○	—	不要	—
	⑬土壌入換え(区域外土壌入換え)	—	○	—	不要	—

該当章節項 該当ページ		新						旧								
土壌汚染の除去		⑭土壌入換え (区域内土壌 入換え)	-	○	-	不要	-			⑭土壌入換え (区域内土壌 入換え)	-	○	-	不要	-	
		⑮盛土	-	○	-	不要	-			⑮盛土	-	○	-	不要	-	
	⑨掘削除去 (オンサイト浄化)	熱処理	-	△ 水銀、 シアン 化合物	-	必要	五の項の 中欄一のト	土壌汚染の除去	⑨掘削除去 (オンサイト浄化)	熱処理	-	△	-	必要	五の項の 中欄一のト	
		洗浄処理	-	○	-	必要				洗浄処理	-	○	-	必要		
		化学処理	-	△ シアン 化合物	-	必要				化学処理	-	△ シアン	-	必要		
		生物処理	-	△ シアン 化合物	-	必要				生物処理	-	△ シアン	-	必要		
		⑩原位置浄化	原位置 土壌洗浄	-	○	-	必要		五の項の 中欄二のホ	⑩原位置浄化	原位置 土壌洗浄法	-	○	-	必要	五の項の 中欄二の ホ
			原位置分解	-	△ シアン 化合物	-	必要				原位置分解法	-	△ シアン	-	必要	
			ファイト レメディエー ション	-	△	-	必要				ファイト レメディエー ション	-	△	-	必要	

*1 ○：全ての物質に適用可、△：一部の物質に適用、×：適用できない、-：対象外

○：すべての物質に適用可、△：一部の物質又は特定の条件で適用可、×：適用は難しい、-：対象外

該当章節項 該当ページ	新					旧				
Appendix-22 4 p.6	表 4-1 汚染除去等計画における「汚染の除去等の処理方法とその適用性の確認方法」の記載例					表 4-1 汚染除去等計画における「汚染の除去等の処理方法とその適用性の確認方法」の記載例				
	A. 実施措置の種類	B. 処理の種類	C. 処理方法の区分	D. 処理の対象	E. 適用性の確認方法	A. 実施措置の種類	B. 処理の種類	C. 処理方法の区分	D. 処理の対象	E. 適用性の確認方法
掘削除去 (オンサイト浄化)	熱処理	熱分解、熱脱着・揮発	目標土壌溶出量を超える汚染状態の土壌又は土壌含有量基準に適合しない土壌	①現地採取試料を用いた室内試験結果	掘削除去 (オンサイト浄化)	熱処理	熱分解、熱脱着・揮発	目標土壌溶出量を超える汚染状態の土壌又は土壌含有量基準に適合しない土壌	①現地採取試料を用いた室内試験結果	
	洗浄処理					水洗浄法、水以外の溶媒洗浄法				洗浄処理
	化学処理	酸化分解、還元分解、アルカリ触媒分解 (BCD 法)		②現地で行ったパイロット試験や試験施工の結果		化学処理	酸化分解、還元分解、アルカリ触媒分解 (BCD 法)		②現地で行ったパイロット試験や試験施工の結果	
	生物処理	バイオスティミュレーション、バイオオーグメンテーション				生物処理	バイオスティミュレーション、バイオオーグメンテーション			
抽出処理	真空抽出法、生石灰添加法、 <u>磁力選別</u>	③同一事業所において、過去に適用性を確認した結果あるいは汚染の除去等の工事の結果		抽出処理		真空抽出法、生石灰添加法	③同一事業所において、過去に適用性を確認した結果あるいは汚染の除去等の工事の結果			
原位置浄化	原位置抽出			土壌ガス吸引、地下水揚水、エアースパージング、 <u>加熱脱着</u>	原位置抽出	土壌ガス吸引、地下水揚水、エアースパージング				
	原位置分解： 化学処理	酸化分解、還元分解		原位置分解： 化学処理	酸化分解、還元分解	④措置対象地と同様な地盤環境*1を有する土地において、過去に適用性を確認した結果あるいは汚染の除去等の工事の結果				
	原位置分解： 生物処理	バイオスティミュレーション、バイオオーグメンテーション		原位置分解： 生物処理	バイオスティミュレーション、バイオオーグメンテーション					
	ファイトレメディエーション	—		ファイトレメディエーション	—					
	原位置土壌洗浄	水洗浄法、水以外の溶媒洗浄法	⑤その他、上記 ①～④同等あ	原位置土壌洗浄	水洗浄法、水以外の溶媒洗浄法	⑤その他、上記 ①～④同等あ				

該当章節項 該当ページ	新				旧						
	不溶化 ・原位置不溶化 ・不溶化埋め戻し	不溶化剤の種類：第一鉄系、第二鉄系、リン酸系、キレート剤、硫化物、チタン系、セリウム系、カルシウム系、マグネシウム系、等		目標土壌溶出量を超える汚染状態の土壌	るいは同等以上の結果	不溶化 ・原位置不溶化 ・不溶化埋め戻し	不溶化剤の種類：第一鉄系、第二鉄系、リン酸系、キレート剤、硫化物、チタン系、セリウム系、カルシウム系、マグネシウム系、等		目標土壌溶出量を超える汚染状態の土壌	るいは同等以上の結果	
	封じ込め*2 ・原位置封じ込め ・遮水工封じ込め	掘削して処理	熱処理、洗淨処理、化学処理、生物処理、抽出処理、不溶化 ※以降の区分は、掘削除去（オンサイト浄化）及び不溶化を参照	第二溶出量基準に適合しない土壌		封じ込め*2 ・原位置封じ込め ・遮水工封じ込め	掘削して処理	熱処理、洗淨処理、化学処理、生物処理、抽出処理、不溶化	※以降の区分は、掘削除去（オンサイト浄化）及び不溶化を参照		第二溶出量基準に適合しない土壌
		原位置で処理	抽出処理、化学処理、生物処理、土壌洗淨、不溶化 ※以降の区分は、原位置浄化及び不溶化を参照				原位置で処理	抽出処理、化学処理、生物処理、土壌洗淨、不溶化 ※以降の区分は、原位置浄化及び不溶化を参照			
透過性地下水浄化壁	分解	鉄粉混合法、バイオバリア法		目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水	透過性地下水浄化壁	分解	鉄粉混合法、バイオバリア法		目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水		
吸着	活性炭法、吸着性金属法		吸着			活性炭法、吸着性金属法					
<p>*1 「同様な地盤環境」とは、同様な地質構造や同程度の地下水環境、かつ同程度の汚染状態</p> <p>*2 第二溶出量基準に適合しない土壌を第二溶出量基準に適合させる場合</p>					<p>*1 「同様な地盤環境」とは、同様な地質構造や同程度の地下水環境、かつ同程度の汚染状態</p> <p>*2 第二溶出量基準に適合しない土壌を第二溶出量基準に適合させる場合</p>						